

岡山県公報

発行
岡山県

目次

担当課（室）

【条 例】

○ 岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

消防保安課
財産活用課

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

税務課
人事課

○ 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

〃

○ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

行政改革推進室

○ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例

県民生活交通課

○ 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例

中山間・地域振興課

○ 岡山県岡南飛行場条例の一部を改正する条例

航空企画推進課

○ 岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

男女共同参画青少年課

○ 岡山県環境保健センター条例等の一部を

環境企画課

目次

担当課（室）

改正する条例

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

環境管理課

○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例

循環型社会推進課

○ 岡山県立美術館条例の一部を改正する条例

自然環境課

○ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

子ども未来課

○ 岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例

耕地課

○ 岡山県保健所条例等の一部を改正する条例

環境管理課

例

環境管理課

○ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

環境管理課

保健福祉課

健康推進課

生活衛生課

指導監査室

医療推進課

健康推進課

生活衛生課

医薬安全課

目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
○ 岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例 ○ 水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例 ○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例 ○ 岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園	- 長寿社会課 - 医療推進課 - 生活衛生課 - 子ども未来課 〃 - 長寿社会課 - 産業企画課 - 産業振興課 - 観光課 - 企業誘致・投資促進課 - 産業振興課 〃 - 農政企画課 - 農産課	- 条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県市町村森林経営管理支援基金条例 ○ 岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部	- 畜産課 - 林政課 - 水産課 - 農産課 - 畜産課 - 治山課 - 水産課 - 畜産課 - 耕地課 - 林政課 - 監理課 - 道路整備課 - 河川課 - 港湾課 - 監理課 - 河川課 - 建築指導課 - 住宅課 - 都市計画課 - 企業局 - 教育委員会

目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
を改正する条例 ○ 岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 公布した条例の解説 【解説】	〃 〃 警察本部 〃 総務学事課		

岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第一号

岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岡山県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県総務関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十四号中「八万六千二百四十円」を「八万六千四百円」に改め、同条第四十五号中「七万四千二百三十円」を「七万四千三百八十円」に改め、同条第四十六号イ中「三万六千九十円」を「三万六千五百円」に改め、同号ロ中「二万五千八十円」を「二万五千三百円」に改め、同条第四十七号イ中「七万九千二百四十円」を「七万九千四百円」に改め、同号ロ中「六万二千七百七十円」を「六万二千二百八十円」に改める。

(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県行政財産使用料徴収条例(昭和三十九年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号、第三条第一号並びに第四条第四項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例の一部改正)

第三条 証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の一・〇八」を「百分の一・一」に、「に一・〇八」を「に一・一」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二号

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。
（正規の勤務時間外の勤務）

第二条の二 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第六条第一項に規定する義務教育諸学校等の教育職員にあつては、同条第二項各号に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。）には、職員に正規の勤務時間外に勤務することを命ずることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間外の勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第四号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、五一六人」を「三、五二五人」に改め、同条第五号中「三二八人」を「三二九人」に改め、同条第十号中「五、一三六人」を「五、一五七人」に、「二、七六二人」を「二、七四五人」に、「三、四四七人」を「三、四三三人」に、「一、四四九人」を「一、四三四人」に改める。
第四条に次の二号を加える。

- 十一 平成三十年七月豪雨による災害からの復旧及び復興に係る事業に従事する職員
十二 第七十四回全国植樹祭の開催準備に従事する職員

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成三十二年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。



岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表研修室の項中「一、六四〇円」を「一、六六〇円」に、「二、二六〇円」を「二、二九〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一四〇円」に改め、同表大会議室の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八一〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に改め、同表中会議室の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表小会議室の項中「六一〇円」を「六二〇円」に改め、別表の二の表中「一六、〇四〇円」を「一六、三一〇円」に改め、別表の三の表中「九二〇円」を「九三〇円」に改める。

第二条 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を次のように改正する。

別表の一の表研修室の項中「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に、「二、二九〇円」を「二、三三〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表大会議室の項中「二、〇八〇円」を「二、一一〇円」に、「二、八一〇円」を「二、八六〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に改め、同表中会議室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表小会議室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、別表の二の表中「一六、三一〇円」を「一六、六一〇円」に改め、別表の三の表中「九三〇円」を「九四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第六号

岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例

(岡山県県土保全条例の一部改正)

第一条 岡山県県土保全条例(昭和四十八年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「四十万四百三十円」を「四十万七百十円」に、「五十二万五百六十円」を「五十二万九百三十円」に、「六十七万七百二十円」を「六十七万二千二百円」に、「八十九万九百六十円」を「八十九万九百六十円」に改める。

(岡山県吉備高原都市センター区広場条例の一部改正)

第二条 岡山県吉備高原都市センター区広場条例(平成四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「三二、九一〇円」を「三三、五〇〇円」に、「一六、四五〇円」を「一六、七五〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に改め、別表の二の表中「二二、六五〇円」を「二二、八八〇円」に改める。

(岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岡山県県民生活関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「四万七千八十円」を「四万七千三百三十円」に改め、同条第九号中「四万三千九十円」を「四万三千五百五十円」に改める。

(岡山県岡山空港条例の一部改正)

第四条 岡山県岡山空港条例(昭和六十二年岡山県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一着陸料の項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表停留料の項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に、「二・〇八」を「二・一」に改める。

(岡山県岡山国際交流センター条例の一部改正)

第五条 岡山県岡山国際交流センター条例(平成七年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表レセプションホールの項中「三、三九〇円」を「三、四五〇円」に改め、同表国際会議場の項中「六、七八〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表研修室の項中「一、四三〇円」を「一、四五〇円」に改め、同表交流サロンの項中「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表会議室一の項中「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に改め、同表会議室二の項から調理実習室の項までの規定中「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「三、〇八〇円」を「三、一二〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改め、同表イベントホールの項中「四、八

三〇円」を「四、九一〇円」に改め、同表喫茶の項中「二五〇、九七〇円」を「二五五、六一〇円」に改め、別表の二の表音響装置の項中「一、四三〇円」を「一、四五〇円」に改め、同表映像装置の項中「九二〇円」を「九三〇円」に改め、同表同時通訳装置の項中「三一、九八〇円」を「三一、五七〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（岡山県岡山空港条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に停留している国内航空に従事する航空機の当該停留に係る停留料（当該停留時間が二十四時間を超える場合にあつては、この条例の施行の日における当該停留を開始した日の当該停留を開始した時間に相当する時間までに係るものに限る。）の徴収については、なお従前の例による。

岡山県岡南飛行場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県岡南飛行場条例の一部を改正する条例

岡山県岡南飛行場条例（昭和三十七年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一着陸料の項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表停留料の項中「飛行場に停留する」を「三時間以上飛行場に停留する」に改め、「二十四時間未満は、二十四時間として計算する。」を削り、「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第二中「二一〇円」を「二三〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に停留している航空機の当該停留に係る停留料（当該停留時間が二十四時間を超える場合にあつては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における当該停留を開始した日の当該停留を開始した時間に相当する時間までに係るものに限る。）の徴収については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第十六条第二項の規定は、施行日以後の格納庫設置の用に供する土地の使用（この条例の施行の際現に使用している場合を含む。）に係る格納庫用地使用料について適用し、施行日前の格納庫設置の用に供する土地の使用に係る格納庫用地使用料については、なお従前の例による。

岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第八号

岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県男女共同参画推進センター条例（平成十一年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、四三〇円」を「一、四四〇円」に、「二、二六〇円」を「二、二八〇円」に、「四、二一〇円」を「四、二五〇円」に改め、別表の二の表中「九二〇円」を「九三〇円」に改める。

第二条 岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三三〇円」に、「四、二五〇円」を「四、三二〇円」に改め、同表の備考中「六百十円」を「六百二十円」に改め、別表の二の表中「九三〇円」を「九四〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の岡山県男女共同参画推進センター条例第三条第一項の許可を受けている施設等の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

3 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岡山県男女共同参画推進センター条例第三条第一項の許可を受けている施設等の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県環境保健センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県環境保健センター条例等の一部を改正する条例

（岡山県環境保健センター条例の一部改正）

第一条 岡山県環境保健センター条例（昭和五十一年岡山県条例第二十五号）の一部を次のように改

正する。

別表第一号(一)中「一、九三〇円」を「一、九六〇円」に改め、同号(二)中「九、五一〇円」を「九、六八〇円」に改め、同号(三)中「二、九九〇円」を「三、〇四〇円」に改め、同号(四)中「三九、四一〇円」を「四〇、一三〇円」に改め、同表第二号(一)中「二二、七四〇円」を「二五、八四〇円」に改め、同号(二)中「三、八一〇円」を「三、八八〇円」に改め、同号(三)中「一、一三〇円」を「一、二五〇円」に改め、同号(四)中「二二、七八〇円」を「二三、二〇〇円」に改め、同号(五)中「三一、四一〇円」を「三一、九九〇円」に改め、同表第三号中「四、〇六〇円」を「四、一三〇円」に改め、同表第四号中「二、七六〇円」を「二、八一〇円」に改め、同表第五号(一)中「五、一八〇円」を「五、二七〇円」に改め、同号(二)中「七、七三〇円」を「七、八七〇円」に改め、同表第七号(一)中「四、七三〇円」を「四、八一〇円」に改め、同号(二)中「八、三一〇円」を「八、四六〇円」に改め、同号(三)中「五、一〇〇円」を「五、一九〇円」に改め、同号(四)中「七、九一〇円」を「八、〇五〇円」に改め、同号(五)中「二四、八八〇円」を「二五、三四〇円」に改め、同号(六)中「八一〇円」を「八二〇円」に改め、同表第八号中「一〇、二五〇円」を「一〇、四三〇円」に改め、同表第九号中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表第十号中「四二、八二〇円」を「四三、六一〇円」に改め、同表第十一号中「三八、八五〇円」を「三九、五六〇円」に改め、同表第十二号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県環境文化関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十二万千円」を「十二万千六百五十円」に改め、同条第三号中「二万二千三十円」を「二万二千五百円」に改め、同条第四号中「十一万九百七十円」を「十一万千六百円」に改め、同条第六号中「二万二千三十円」を「二万二千五百円」に改め、同条第七号中「三万五千三十円」を「三万五千五百円」に改め、同条第十号中「二万二千三十円」を「二万二千五百円」に改め、同条第十一号中「三万五千三百二十円」を「三万五千五百三十円」に改め、同条第十三号中「五万三十円」を「五万五千円」に改め、同条第十四号イ中「十三万四百七十円」を「十三万七千七百七十円」に改め、同号ロ中「十一万四百九十円」を「十一万八千円」に改め、同条第十五号イ中「十二万四百七十円」を「十二万七千七百七十円」に改め、同号ロ中「十万四百九十円」を「十万八千円」に改め、同条第十六号中「三万三千八十円」を「三万三千三百十円」に改め、同条第十七号中「二万八千円」を「二万百三十円」に改め、同条第十八号及び第十九号中「六万八千二百五十円」を「六万八千四百十円」に改め、同条第三十六号中「三万三千八十円」を「三万三千三百十円」に改め、同条第三十七号中「二万八千円」を「二万百三十円」に改め、同条第三十八号及び第三十九号中「六万八千二百五十円」を「六万八千四百十円」に改め、同条第四十号中「四万百九十円」を「四万三百十円」に改め、同条第四十三号中「三万九百円」を「三万九百二十円」に改め、同条第四十四号中「二十四万三千四百十円」を「二十四万三千二百三十円」に改め、同条第四十五号中「二十二万三千四百十円」を「二十二万三千二百三十円」に改め、同条第四十六号中「二十一万九千四百十円」

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正)

のように改正する。

改める。

(岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部改正)

改正する。

議室二の項中「九二〇円」を「九三〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改める。

(岡山武道館条例の一部改正)

第五条 岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表中「四、三五〇円」を「四、四三〇円」に、「五、八三〇円」を「五、九三〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、三八〇円」に、「一五、九四〇円」を「一六、一三〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九六〇円」に、「二六、六三〇円」を「二七、一二〇円」に、「四一、三四〇円」を「四二、一〇〇円」に、「五三、四八〇円」を「五四、四七〇円」に、「一〇〇、九〇〇円」を「一〇二、七六〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一四、七六〇円」に、「七二、九二〇円」を「七四、二七〇円」に、「九六、〇六〇円」を「九七、八三〇円」に、「一四五、九五〇円」を「一四八、六五〇円」に、「二四〇、八九〇円」を「二四五、三五〇円」に、「三六、四一〇円」を「三七、〇八〇円」に、「七、二八〇円」を「七、四一〇円」に、「一一、四一〇円」を「一一、六二〇円」に、「一九、一三〇円」を「一九、四八〇円」に、「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に、「六、六八〇円」を「六、八〇〇円」に、「八〇、二三〇円」を「八一、七〇〇円」に、「一一五、五〇〇円」を「一二七、六三〇円」に、「一五三、二五〇円」を「一五六、〇八〇円」に、「二八九、五四〇円」を「二九四、九〇〇円」に改め、別表の一の(二)の表中「二一、九六〇円」を「二三、二〇〇

円」に、「一七、二八〇円」を「一七、六〇〇円」に改め、別表の二の表中「一、九六〇円」を「一、九九〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、四二〇円」を「四、四九〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に改め、別表の三の表中「三、一四〇円」を「三、一九〇円」に、「一、六七〇円」を「一、七〇〇円」に、「四、七三〇円」を「四、八一〇円」に改める。

(岡山県津山体育館条例の一部改正)

第六条 岡山県津山体育館条例(昭和五十一年岡山県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表専用使用の項中「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「五、九三〇円」を「六、〇三〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「一五、七三〇円」を「一六、〇二〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四二〇円」に、「二二、九三〇円」を「二三、三五〇円」に、「三四、二五〇円」を「三四、八八〇円」に、「四五、三六〇円」を「四六、二〇〇円」に、「八四、七五〇円」を「八六、三一〇円」に、「一一、七二〇円」を「一一、九三〇円」に、「六三、一五〇円」を「六四、三一〇円」に、「八三、一〇〇円」を「八四、六三〇円」に、「一二五、一七〇円」を「一二七、四八〇円」に、「二〇八、三八〇円」を「二一二、二三〇円」に、「三二、一九〇円」を「三二、七八〇円」に、「七、一七〇円」を「七、三〇〇円」に、「一九、〇二〇円」を「一九、三七〇円」に、「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に、「六六、八五〇円」を「六八、〇八〇円」に、「一〇〇、三八〇円」を「一〇二、二三〇円」に、「一三一、六八〇円」を「一三五、一三〇円」に、「二四七、九八〇円」を「二五二、五七〇円」に改め、別表の二の表中「一、九六〇円」を「一、九九〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、四二〇円」を「四、四九〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「六一〇円」を「六一〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に改め、別表の三の表電光得点表示器の項中「七九〇円」を「八〇〇円」に改め、同表演台の項中「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同表放送器具の項中「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に改め、同表テーブルプレコーダーの項中「七九〇円」を「八〇〇円」に改め、同表照明用バトンの項から暗幕の項までの規定中「二、五九〇円」を「二、六三〇円」に改め、同表バックスクリーン等幕類の項中「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に改め、同表ステージの項中「二、六四〇円」を「二、六八〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「一六、七三〇円」を「一七、〇三〇円」に、「三、七七〇円」を「三、八三〇円」に、「二、六九〇円」を「二、七三〇円」に改め、同表暖房設備の項中「一三、四九〇円」を「一三、七三〇円」に、「二、六九〇円」を「二、七三〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六三〇円」に改める。

(岡山県美作ラグビー・サッカー場条例)

第七条 岡山県美作ラグビー・サッカー場条例(昭和六十三年岡山県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表主競技場の項中「四、九三〇円」を「五、〇二〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五三〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一四、八一〇円」を「一五、〇八〇円」に、「二、

六八〇円」を「二、七二〇円」に、「三七、〇二〇円」を「三七、七〇〇円」に、「五五、五四〇円」を「五六、五六〇円」に、「七四、〇五〇円」を「七五、四二〇円」に、「一三、三七〇円」を「一三、六一〇円」に改め、同表補助競技場（芝）の項中「四、一四〇円」を「四、二一〇円」に、「六一、一七〇円」を「六一、二八〇円」に、「八、一八〇円」を「八、三三〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四五〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、四七〇円」に、「一二、三四〇円」を「一二、五六〇円」に、「二、二三〇円」を「二、二七〇円」に、「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に、「四六、五九〇円」を「四七、四五〇円」に、「六一、七一〇円」を「六二、八五〇円」に、「一一、二一〇円」を「一一、四一〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一四〇円」に、「一〇、五九〇円」を「一〇、七八〇円」に改め、同表補助競技場（クレー）の項中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇二〇円」に、「六、六一〇円」を「六、七三〇円」に、「一、一二〇円」を「一、二四〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五三〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「二四、六八〇円」を「二五、一三〇円」に、「三七、〇二〇円」を「三七、七〇〇円」に、「四九、三七〇円」を「五〇、二八〇円」に、「八、九七〇円」を「九、一三〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に、「八、四一〇円」を「八、五六〇円」に改め、同表ミーティング広場の項中「二、〇一〇円」を「二、〇四〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に、「四、一四〇円」を「四、二二〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に、「一五、三三〇円」を「一五、六〇〇円」に、「三三、〇三〇円」を「三三、四五〇円」に、「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に、「五、六一〇円」を「五、七一〇円」に改め、別表の三の表放送設備の項中「一、一二〇円」を「一、二四〇円」に改め、同表テントの項中「八五〇円」を「八六〇円」に改め、同表照明設備の項中「三、五九〇円」を「三、六五〇円」に改める。

（岡山県備前テニスセンター条例の一部改正）

第八条 岡山県備前テニスセンター条例（平成三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表センターコートの項中「一四、七〇〇円」を「一四、九七〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、五一〇円」に、「二九、四一〇円」を「二九、九五〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「三三、一一〇円」を「三三、七二〇円」に、「四四、一二〇円」を「四五、〇三〇円」に、「八、二七〇円」を「八、四二〇円」に、「一一〇、六七〇円」を「一二、七一〇円」に、「一六六、〇一〇円」を「一六九、〇八〇円」に、「三二一、三四〇円」を「二二五、四三〇円」に、「四一、三四〇円」を「四二、一〇〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二六〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表サブコート（一面につき）の項中「一、二二〇円」を「一、二二〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八一〇円」に、「二、四二〇円」を「二、四六〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、

「二、七四〇円」を「二、七九〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七一〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「九、二九〇円」を「九、四六〇円」に、「一三、七八〇円」を「一四、〇三〇円」に、「一八、二〇〇円」を「一八、五三〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五六〇円」に、「二、二三〇円」を「二、二七〇円」に改め、別表の二の表会議室Aの項、メインスタンドの更衣室の項及び会議室Bの項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、別表の三の表テントの項中「八五〇円」を「八六〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、一〇〇円」を「一、一二〇円」に改め、別表の四の表冷房設備の項中「六五〇円」を「六六〇円」に改め、同表暖房設備の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

(岡山県津山陸上競技場条例の一部改正)

第九条 岡山県津山陸上競技場条例(平成六年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表主競技場の項中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「七、七一〇円」を「七、八五〇円」に、「一〇、二八〇円」を「一〇、四七〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九三〇円」に、「一一、五七〇円」を「一一、七八〇円」に、「一五、四二〇円」を「一五、七〇〇円」に、「二、八七〇円」を「二、九二〇円」に、「三八、五七〇円」を「三九、二八〇円」に、「五七、八五〇円」を「五八、九二〇円」に、「七七、一四〇円」を「七八、五六〇円」に、「一四、三九〇円」を「一四、六五〇円」に改め、同表多目的広場の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に、「六、九四〇円」を「七、〇六〇円」に、「九、二五〇円」を「九、四二〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改め、別表の二の表専用使用の項中「三四、二五〇円」を「三四、八八〇円」に、「五一、四二〇円」を「五二、三七〇円」に、「六八、五〇〇円」を「六九、七六〇円」に、「一二、八五〇円」を「一三、〇八〇円」に、「七七、一四〇円」を「七八、五六〇円」に、「一二、八五〇円」を「一〇四、七五〇円」に、「一九、二八〇円」を「一九、六三〇円」に、「二五七、一四〇円」を「二六一、九〇〇円」に、「三八五、七一〇円」を「三九二、八五〇円」に、「五一四、二八〇円」を「五二三、八〇〇円」に、「九六、四二〇円」を「九八、二〇〇円」に改め、同表個人使用の項中「六七〇円」を「六八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、別表の四の表テントの項中「八一〇円」を「八二〇円」に改め、同表陸上競技用器具の項中「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表球技用器具の項中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表照明設備(主競技場)の項中「一〇、二八〇円」を「一〇、四七〇円」に改め、同表照明設備(多目的広場及びスケート場(専用使用に限る。))の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、〇四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の備考二中「一〇、二八〇円」を「一〇、四四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。



知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中ケをユとし、マをキとし、ヤをサとし、同項ク中「の規定」を「（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同クを同項アとし、同項中オをテとし、ネからノまでをクからエまでとし、同項ツ中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同ツを同項オとし、同項ソ中「第三項」を「第四項」に改め、同ソを同項キとし、同キの次に次のように加える。

ノ 法第十二条第一項第一号の規定による確認

別表第一の十九の項中レをウとし、タをムとし、同項ヨ中「第七条第五項」を「第七条第十項」に改め、同ヨを同項ラとし、同項カ中「第七条第四項」を「第七条第八項」に、「指示措置等」を「実措置」に改め、同カを同項ネとし、同ネの次に次のように加える。

ナ 法第七条第九項の規定による報告の受理

別表第一の十九の項ワ中「汚染の除去等の措置」を「汚染除去等計画の作成及び提出」に改め、同ワを同項ヨとし、同ヨの次に次のように加える。

タ 法第七条第二項の規定による汚染除去等計画の提出の命令

レ 法第七条第三項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理

ソ 法第七条第四項の規定による汚染除去等計画の変更の命令

ツ 法第七条第五項の規定による期間の短縮及び通知

別表第一の十九の項中ヲをカとし、ヘからルまでをチからワまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 法第三条第七項の規定による届出の受理

ト 法第三条第八項の規定による調査及び報告の命令

別表第一の二十一の項中「美作市」を「美作市 奈義町」に改め、同表の四十四の項中「四十五の二の項」を「四十六の項」に改め、同表中四十六の項を削り、四十五の二の項を四十六の項とし、同表の五十六の項イ中「第十八条第十六項及び第十七項」を「第十八条第十七項及び第十八項」に改め、同項中ユをメとし、キをユとし、サをキとし、同項ア中「第百三十三条」を「第百三十三条第一項」に改め、同アを同項サとし、同項中テをアとし、ハからエまでをニからテまでとし、同項ロ中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同ロを同項ハとし、同項イの次に次のように加える。

ロ 法第二十九条の二第四項の規定による決算関係書類の受理

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の二十一の項の上欄に掲げる事務（この条例により新たに奈義町が処理することとされたものに限る。）に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で同日以後においては奈義町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、奈義町の長のした処分その他の行為又は奈義町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第二項第一号中「第三条第一項」の下に「若しくは第八項」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県立美術館条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二附属設備使用料の項中「四、七三〇円」を「四、七九〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五一〇円」に、「八六〇円」を「八七〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八五〇円」に、「一、一八〇円」を「一、一九〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八〇〇円」に、「九六〇円」を「九七〇円」に改める。

第二条 岡山県立美術館条例の一部を次のように改正する。

別表第二施設使用料の項中「三三、三二〇円」を「三三、九三〇円」に、「四四、

六三〇円」を「四五、四五〇円」に、「五〇、一九〇円」を「五一、一一〇円」に、「七七、九五〇円」を「七九、三八〇円」に、「九四、八二〇円」を「九六、五六〇円」に、「一二八、一四〇円」を「一三〇、四九〇円」に、「一三、三七〇円」を「一三、六一〇円」に、「一九、九五〇円」を「二〇、三一〇円」に、「三三、三三〇円」を「三三、九二〇円」に改め、同表附属設備使用料の項中「四、七九〇円」を「四、八七〇円」に、「二、五一〇円」を「二、五五〇円」に、「八七〇円」を「八八〇円」に、「九、七七〇円」を「九、九五〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「九、一五〇円」を「九、三一〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四三〇円」に、「九七〇円」を「九八〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の岡山県立美術館条例第八条第一項の許可を受けている附属設備の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

3 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岡山県立美術館条例第八条第一項の許可を受けている施設等の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表第一展示室の項中「一一八、五六〇円」を「一二〇、六九〇円」に、「九一、七九〇円」を「九三、四四〇円」に、「二八、八〇〇円」を「二九、三一〇円」に改め、同表第二展示室の項中「九八、二六〇円」を「一〇〇、〇二〇円」に、「六三、六一〇円」を「六四、七五〇円」に、「三五、九五〇円」を「三六、五九〇円」に改め、同表第三展示室の項中「六五、〇八〇円」を「六六、二五〇円」に改め、同表第四展示室の項中「三二、八六〇円」を「三三、四五〇円」に改め、同表第五展示室の項中「二八、三八〇円」を「二八、八九〇円」に改め、別表の二の表ホー

ルの項中「三、〇八〇円」を「三、一一〇円」に改め、別表の三の表グランドピアノの項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表七宝電気炉の項中「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表プロジェクトの項中「六一〇円」を「六二〇円」に改める。

第二条 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を次のように改正する。

別表の一の表第一展示室の項中「一二〇、六九〇円」を「一二一、九二〇円」に、「九三、四四〇円」を「九五、一七〇円」に、「二九、三一〇円」を「二九、八五〇円」に改め、同表第二展示室の項中「一〇〇、〇二〇円」を「一〇一、八七〇円」に、「六四、七五〇円」を「六五、九四〇円」に、「三六、五九〇円」を「三七、二六〇円」に改め、同表第三展示室の項中「六六、二五〇円」を「六七、四七〇円」に改め、同表第四展示室の項中「三三、四五〇円」を「三四、〇六〇円」に改め、同表第五展示室の項中「二八、八九〇円」を「二九、四二〇円」に改め、別表の二の表ホルの項中「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に改め、別表の三の表グランドピアノの項中「二、〇八〇円」を「二、一一〇円」に改め、同表七宝電気炉の項中「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表プロジェクトの項中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十四号

岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県笠岡陸上競技場条例（平成十六年岡山県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表専用利用の項中「五、一四〇円」を「五、二二〇円」に、「九、〇五〇円」を「九、二〇〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六一〇円」に、「七、七一〇円」を「七、八四〇円」に、「一三、五七〇円」を「一三、八〇〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四五〇円」に、「三八、五七〇円」を「三九、二二〇円」に、「六七、八八〇円」を「六九、〇三〇円」に、「一二、〇三〇円」を「一二、二三〇円」に改める。

第二条 岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を次のように改正する。

別表の一の表専用利用の項中「五、二二〇円」を「五、三二〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、三七〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六三〇円」に、「七、八四〇円」を「七、九八〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、〇五〇円」に、「二、四五〇円」を「二、四九〇円」に、「三九、二二〇円」を「三九、九四〇円」に、「六九、〇三〇円」を「七〇、三〇〇円」に、「一二、二三〇円」を「一二、四五〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県保健所条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県保健所条例等の一部を改正する条例

(岡山県保健所条例の一部改正)

第一条 岡山県保健所条例(昭和三十九年岡山県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部改正)

第二条 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例(平成十七年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表三〇一会議室の項中「六、二七〇円」を「六、三八〇円」に、「八、四三〇円」を「八、五八〇円」に、「一六、八六〇円」を「一七、一七〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二八〇円」に改め、同表三〇二会議室の項中「七一〇円」を「七二〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表四〇一会議室の項中「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に、「五、一四〇円」を「五、一三〇円」に、「一〇、一八〇円」を「一〇、三六〇円」に改め、同表七〇一会議室の項中「七一〇円」を「七二〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表七〇二会議室の項から七〇四会議室の項までの規定中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に改め、同表七〇五会議室の項及び七〇六会議室の項中「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表七〇七会議室の項及び七〇八会議室の項中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に改め、別表の二の表プロジェクターの項中「九二〇円」を「九三〇円」に改める。

(岡山県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第三条 岡山県精神保健福祉センター条例(昭和四十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同条第三項第一号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同項第二号中「四千七百二十円」を「四千八百円」に改め、同項第三号中「千七百四十円」を「千七百七十円」に改め、同項第四号中「八百六十円」を「八百七十円」に改める。

(岡山県健康づくりセンター条例の一部改正)

第四条 岡山県健康づくりセンター条例(平成九年岡山県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表健康診断部門の項中「三七、八〇〇円」を「三八、五〇〇円」に改め、同表健康増進部門の項中「一・〇八」を「一・一」に、「一〇八円」を「一一〇円」に、「二一六円」を「二二〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「七、七一〇円」を「七、八五〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に改め、同表スポーツ医学科学部門の項中「一〇八円」を「一一〇円」に、「七、七二〇円」を「七、八五〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「二一六円」を「二二〇円」に改め、同表学習部門の項中「三、六九〇円」を「三、七五〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表研修部門の項中「一二、六三〇円」を「一二、八四〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二八〇円」に、「三、〇六〇円」を「三、〇九〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「三、三九〇円」を「三、四五〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一三六、四九〇円」を「一三九、〇一〇円」に改める。

(岡山県ふぐ処理等規制条例の一部改正)

第五条 岡山県ふぐ処理等規制条例(平成二十七年岡山県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「一万五千四百三十円」を「一万五千五百六十円」に改め、同項第五号中「五千五百八十円」を「五千六百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例第四条第一項の許可を受けている施設等の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三百三十四号中「八千六十円」を「九千六十円」に改める。

第二条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第二条第一号の六中「十五万円」を「十五万八千円」に改め、同条第一号の七中「九万円」を「九万五千円」に改め、同条第一号の八イ中「一万六千三十円」を「一万六千五十円」に改め、同号イただし書中「八千十円」を「八千二十円」に改め、同号ロ中「九千六百三十円」を「九千六百五十円」に改め、同号ロただし書中「四千八百十円」を「四千八百二十円」に改め、同号ハ中「一万四千三十円」を「一万四千五十円」に改め、同号ハただし書中「七千十円」を「七千二十円」に改め、同号ニ及びホ中「一万四千三十円」を「一万四千五十円」に改め、同号ヘからチまでの規定中「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に改め、同号リ中「九千六百三十円」を「九千六百五十円」に改め、同号ヌ中「九千六百三十円」を「九千六百五十円」に改め、同号ヌただし書中「四千八百十円」を「四千八百二十円」に改め、同号ル中「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に改め、同号ヲ中「九千六百三十円」を「九千六百五十円」に改め、同号ヲただし書中「四千八百十円」を「四千八百二十円」に改め、同号ワ中「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に改め、同号カ中「九千六百三十円」を「九千六百五十円」に改め、同号カただし書中「四千八百十円」を「四千八百二十円」に改め、同号ヨ中「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に改め、同号タ中「一万六千三十円」を「一万六千五十円」に改め、同号レからツまでの規定中「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に改め、同号ネ中「一万四千三十円」を「一万四千五十円」に改め、同号ナ中「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に改め、同号ラ中「一万四千三十円」を「一万四千五十円」に改め、同号ム及びウ中「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に改め、同号フからエまでの規定中「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に改め、同条第二号中「一万六千三十円」を「一万六千五十円」に改め、同条第四号中「三千二百十円」を「三千二百二十円」に改め、同条第六号中「六千九百五十円」を「六千九百八十円」に改め、同条第七号及び第八号中「三千三百十円」を「三千三百二十円」に改め、同条第九号中「二万三千五十円」を「二万三千八十円」に改め、同号ただし書中「七千三百三十円」を「七千三百五十円」に改め、同条第十号イ中「二万三千五十円」を「二万三千八十円」に改め、同号ロ及びハ中「一万五千五十円」を「一万五千八十円」に改め、同条第十二号中「二万三千五十円」を「二万三千八十円」に改め、同号ただし書中「七千四百十円」を「七千四百四十円」に改め、同条第十三号イ中「二万五千八百六十円」を「二万五千九百円」に改め、同号ロ及びハ中「一万六千四百六十円」を「一万六千五百円」に改め、同条第十四号中「八千六百六十円」を「八千七百円」に改め、同条第十六号イ中「四万七千八十円」を「四万七千八百円」に改め、同号ロ中「八万八千百円」を「八万九千五百円」に改め、同条第二十一号中「四千二百十円」を「四千二百二十円」に改め、同条第二十六号イ中「四万四千三百三十円」を「四万四千二百十円」に改め、同号ロ中「二万二千三百三十円」を「二万二千二百十円」に改め、同号ハただし書中「八千円」を「八千三十円」に改め、同条第二十八号中「一万六千三十円」を「一万六千五十円」に改め、同条第三十号中「九千七十円」を「九

[illegible]

円」に改め、同条第八十九号中「二千百十円」を「二千百二十円」に改め、同条第九十号中「二千九百十円」を「二千九百二十円」に改め、同条第九十一号中「二千百十円」を「二千百二十円」に改め、同条第九十二号中「二千九百十円」を「二千九百二十円」に改め、同条第九十三号イ中「十五万百二十円」を「十五万二百円」に改め、同号ロ中「ただし、」を削り、「十三万二千百二十円」を「十三万二千二百円」に改め、同号ハ中「七千四百二十円」を「七千四百三十円」に改め、同号ニ中「十三万二千二百二十円」を「十三万二千二百円」に改め、同号ホ及びヘ中「五万八千八百九十円」を「五万八千九百五十円」に改め、同条第九十四号イ中「十三万八千百二十円」を「十三万八千二百二十円」に改め、同号ロ中「十一万五千二百二十円」に改め、同号ハ中「四千六百二十円」を「四千六百三十円」に改め、同号ニ中「十一万五千二百二十円」を「十一万五千二百円」に改め、同号ホ及びヘ中「四万七千二百五十円」に改め、同条第九十五号イ中「九万百二十円」を「九万二百円」に改め、同号ロ中「八万五千百二十円」を「八万五千二百円」に改め、同号ハ中「四万七千六百九十円」を「四万七千七百五十円」に改め、同号ニ中「一万千七十円」を「一万千百十円」に改め、同号ホ中「四万四千八百九十円」を「四万四千九百五十円」に改め、同号ヘ中「三万九千九百九十円」を「四万五十円」に改め、同号ト中「三万三千五百九十円」を「三万三千六百五十円」に改め、同号チ中「三万九千九百九十円」を「四万五十円」に改め、同号リ中「三万三千五百九十円」を「三万三千六百五十円」に改め、同条第九十六号イ中「五万七千九十円」を「五万八百五十円」に改め、同号ロ中「四万八千九十円」を「四万八千百五十円」に改め、同号ハ中「二万四千百九十円」を「二万四千二百五十円」に改め、同号ニ中「五千九百四十円」を「五千九百六十円」に改め、同号ホ中「二万六千百九十円」を「二万六千二百五十円」に改め、同号ヘ中「二万五千二百九十円」を「二万五千三百五十円」に改め、同号ト中「二万四千二百五十円」を「二万四千三百五十円」に改め、同条第九十七号イ中「八万千九十円」を「八万千五百五十円」に改め、同号ロ中「七万七千九十円」を「七万七千五百五十円」に改め、同号ハ中「四万四千四百五十円」に改め、同号ニ中「三万九千二百九十円」を「三万九千三百五十円」に改め、同号ホ中「三万五千七百九十円」を「三万五千八百五十円」に改め、同号ヘ中「三万七千九十円」を「三万八千五百五十円」に改め、同号ト中「三万五千二百六十円」を「五万三千三百円」に改め、同条第九十九号イ(1)中「四万八千七百九十円」を「四万八千八百五十円」に改め、同号イ(2)中「二万八千七百九十円」を「二万八千八百五十円」に改め、同号イ(3)中「一万三千二百九十円」を「一万三千三百五十円」に改め、同号イ(4)中「四万八千七百九十円」を「四万八千八百五十円」に改め、同号イ(5)中「二万八千七百九十円」を「二万八千八百五十円」に改め、同号イ(6)中「一万三千二百九十円」を「一万三千三百五十円」に改め、同号ロ(1)中「十万四千二百二十円」を「十万四千三百二十円」に改め、

同号ロ(2)中「七万三千九十円」を「七万三千五百十円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千二百九十円」を「三万九千三百五十円」に改め、同号ロ(4)中「十万四千二百十円」を「十万四千二百円」に改め、同号ロ(5)中「七万三千九十円」を「七万三千五百十円」に改め、同号ロ(6)中「三万九千二百九十円」を「三万九千三百五十円」に改め、同条第百号イ中「十万八千六十円」を「十万八千一百円」に改め、同号ロ中「二万二千三百六十円」を「二万二千四百円」に改め、同号ニ中「三万四千九百六十円」を「三万五千円」に改め、同号ホ中「二万三千六十円」を「二万三千百円」に改め、同条第百一号イ中「十五万百二十円」を「十五万二百円」に改め、同号ロ中「十三万二千百二十円」を「十三万二千二百円」に改め、同号ハ中「九万五千百二十円」を「九万五千二百円」に改め、同号ニ中「十三万五千八十円」に改め、同号ロ中「十二万二千円」を「十二万二千八十円」に改め、同号ハ中「七万七千円」を「七万七千八十円」に改め、同号ニ中「十二万二千円」を「十二万二千八十円」に改め、同条第百三号中「三万七千五百円」を「三万七千五百八十円」に改め、同条第百四号中「二万八千五百円」を「二万八千五百八十円」に改め、同条第百五号中「十五万百二十円」を「十五万二百円」に改め、同条第百六号中「十三万八千二百十円」を「十三万八千二百円」に改め、同条第百七号中「七万二千二百二十円」を「七万二千三百七十円」に改め、同条第百八号中「四万八千九百二十円」を「四万九千七十円」に改め、同条第百九号中「一万八千二十円」を「一万八千七十円」に改め、同条第百十号イ中「第二十条で定める医薬品又は」を「第二十条第一項に規定する医薬品又は」は同条第二項に規定する」に改め、同号イ(1)中「四万八千七百九十円」を「四万八千八百五十円」に改め、同号イ(2)中「二万八千七百九十円」を「二万八千八百五十円」に改め、同号イ(3)中「一万三千二百九十円」を「一万三千三百五十円」に改め、同号イ(4)中「四万八千七百九十円」を「四万八千八百五十円」に改め、同号イ(5)中「二万八千七百九十円」を「二万八千八百五十円」に改め、同号イ(6)中「一万三千二百九十円」を「一万三千三百五十円」に改め、同号ロ中「第二十条で定める医薬品又は」を「第二十条第一項に規定する医薬品又は同条第二項に規定する」に改め、同号ロ(1)中「十万四千二百十円」を「十万四千二百円」に改め、同号ロ(2)中「七万三千九十円」を「七万三千五百十円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千二百九十円」を「三万九千三百五十円」に改め、同号ロ(4)中「十万四千二百十円」を「十万四千二百円」に改め、同号ロ(5)中「七万三千九十円」を「七万三千三百五十円」に改め、同号ロ(6)中「三万九千二百九十円」を「三万九千三百五十円」に改め、同条第百十一号中「二千三十円」を「二千五十円」に改め、同条第百十二号中「二千九百三十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第百十四号中「九千五百四十円」を「九千五百六十円」に改め、同条第百十七号イからトまでの規定中「三万五千八十円」を「三万五千百三十円」に改め、同号チ中「四万六千五十円」を「四万六千八十円」に改め、同条第百十八号及び第百十九号中「一万五千六十円」を「一万五千百円」に改め、同条第百二十号中「千五百二十円」を「千五百三十円」に改め、同条第百二十一号中「一万四千三百九十円」を「一万四千四百五十円」に改め、同条第百二十二号中「九千四百六十円」を「九千五百円」に改め、同条第百二十七号中「二万六十円」を「二万百円」に改め、同条第百二十八号中「一万五十円」を「一万八十円」に改め、同条第百二十九号中

「十五万円」を「十五万八千円」に改め、同条第三百十号中「九万円」を「九万五千円」に改め、同条第三百十四号中「九千六百円」を「九千二百二十円」に改め、同条第三百十六号中「千二百十円」を「千二百二十円」に改め、同条第三百十七号中「二千六百二十円」を「二千六百三十円」に改め、同条第三百十八号中「二千七百二十円」を「二千七百三十円」に改め、同条第三百十九号中「六万四千二百十円」を「六万四千三百五十円」に改め、同条第四百十号中「三万三千二百円」を「三万三千三百四十円」に改め、同条第四百十一号中「六万四千二百十円」を「六万四千三百五十円」に改め、同条第四百十二号中「三万三千二百円」を「三万三千三百四十円」に改め、同条第四百十三号中「二千七百二十円」を「二千七百三十円」に改め、同条第四百十四号中「三千三百二十円」を「三千三百三十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第二十五条の」を「第二十五条の四第三号に規定する」に改める。

第二条 岡山県がん対策推進条例の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第二十五条の四第三号」を「第二十八条第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十八号

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）を、「者」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第五号及び第六号中「修めて卒業した者」及び「第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第九号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の第二次試験（上下水道部門に係るものに限る。以下同じ。）に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものについての改正後の第二条第九号の規定の適用については、同項の第二次試験に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例

岡山県安心こども基金条例（平成二十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「場合」の下に「又は国庫に納付する場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「卒業した者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を加える。

第三十八条第一号中「者」を「者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十三条第二項第一号及び第五十九条第一号において同じ。）」に改める。

第五十三条第二項第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第六号イ中「者」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

第五十九条第四号中「者」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同条第九号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第一百一条第三号中「者」を「者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同条第四号中「者又は」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」又は「に改め、同条第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第三条中「（昭和二十四年法律第四百七十七号）」を削る。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十一号

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十五年岡山県条例第三十号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十二号

岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部改正）

第一条 岡山県計量法関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の三の項中「十六万三千四百十円」を「十六万三千九百五十円」に改め、同表の五の項中「四十二万八千九十円」を「四十二万九千二百八十円」に改め、同表の七の項中「五万四千二百十円」を「五万四千四百八十円」に改め、同表の十三の項中「七千四百八十円」を「七千五百三

十円」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一中「、附則第二項」を削り、同表の一の項ハ(9)中「六千二百二十円」を「六千二百三十円」に改め、同ハ(10)中「七千九百三十円」を「七千九百五十円」に改め、同ハ(11)中「一万千六百七十円」を「一万千七百十円」に改め、同ハ(12)中「一万四千五百円」を「一万四千五百六十円」に改め、同ハ(13)中「一万九千三百六十円」を「一万九千四百六十円」に改め、同ハ(14)及び(15)中「二万千九百円」を「二万二千三十円」に改め、同表の三の項口中「六千四百二十円」を「六千四百三十円」に改める。

別表第二の一の項リ中「六千七百二十円」を「六千七百三十円」に改め、同項ヌ中「八千五百四十円」を「八千五百六十円」に改め、同項ル中「一万二千六百七十円」を「一万二千七百十円」に改め、同項ヲ中「一万五千五百円」を「一万五千五百七十円」に改め、同項ワ中「二万三百七十円」を「二万四百八十円」に改め、同項カ及びヨ中「二万三千十円」を「二万三千百五十円」に改める。

別表第三の一の項ロ(5)中「六千四百二十円」を「六千四百三十円」に改め、同ロ(6)中「八千三百三十円」を「八千三百五十円」に改め、同ロ(7)中「一万二千百七十円」を「一万二千二百十円」に改め、同ロ(8)中「一万五千二百円」を「一万五千二百六十円」に改め、同ロ(9)中「一万九千七百六十円」を「一万九千八百七十円」に改め、同ロ(10)及び(11)中「二万二千百十円」を「二万二千二百四十円」に改め、同表の三の項中「六千三百二十円」を「六千三百三十円」に改める。

別表第四の一の項イ(4)中「三千二百十円」を「三千二百二十円」に改め、同項ハ(6)中「六千九百二十円」を「六千九百三十円」に改め、同ハ(7)中「二万九百五十円」を「二万九百八十円」に改め、同ハ(8)中「一万五千二百八十円」を「一万五千三百三十円」に改め、同ハ(9)中「一万九千五百二十円」を「一万九千六百円」に改め、同ハ(10)中「二万二千百五十円」を「二万二千二百五十円」に改め、同ハ(11)及び(12)中「三万五百七十円」を「三万七百五十円」に改める。

別表第五の一の項中「一万三千六百五十円」を「一万三千六百八十円」に改め、同表の二の項イ中「又は」を「、又は」に、「四千九百七十円」を「四千九百八十円」に改め、同項ロ(2)中「五千三百二十円」を「五千三百三十円」に改め、同ロ(3)中「七千八百三十円」を「七千八百五十円」に改め、同ロ(4)中「一万五百四十円」を「一万五百七十円」に改め、同ロ(5)及び(6)中「一万四千六十円」を「一万四千九十円」に改め、同項ハ中「又は」を「、又は」に、「七千九百三十円」を「七千九百四十円」に改め、同項ニ(1)ロ中「七千九百三十円」を「七千九百五十円」に改め、同ニ(2)ハ中「八千八百五十円」を「八千八百八十円」に改め、同ニ(3)ハ中「七千百三十円」を「七千百五十円」に改め、同表の三の項イ中「一万三千六百五十円」を「一万三千六百八十円」に改め、同項ロ中「三万四千百三十円」を「三万四千二百十円」に改める。

別表第六の二の項イ中「二万三千二百十円」を「二万三千四百八十円」に改め、同項ロ中「三万七千八百六十円」を「三万八千百六十円」に改め、同表の三の項中「三万二千九百五十円」を「三万三千二百四十円」に改め、同表の四の項イ中「九万四千九百四十円」を「九万五千九百六十円」に改め、同項ロ中「十二万五千五百四十円」を「十二万八千六百三十円」に改め、同項ハ中「九万

四千五百四十円」を「九万五千五百六十円」に改め、同項二中「十万五千五百七十円」を「十万六千六百二十円」に改め、同項ホ中「十万五十円」を「十万千八十円」に改め、同項ヘ中「十一万五千四百円」を「十一万六千四百七十円」に改め、同項ト中「十万九百六十円」を「十万二千円」に改め、同項チ中「十万七千五百八十円」を「十万八千六百三十円」に改め、同項リ中「二万五千八百二十円」を「二万六千六百円」に改める。

（岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部改正）

第二条 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例（昭和三十六年岡山県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表分析手数料の項中「七、〇七〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、七三〇円」を「五、八三〇円」に、「六、六二〇円」を「六、七四〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に、「四、三八〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表試験及び鑑定手数料の項中「一七、四六〇円」を「一七、七八〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、二四〇円」に改め、同表測定手数料の項中「五、五一〇円」を「五、六一〇円」に、「三一、六八〇円」を「三一、二八〇円」に改め、同表前処理手数料の項中「四、〇五〇円」を「四、一二〇円」に改め、同表撮影、複写及び複本手数料の項中「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表設備使用料の項中「二一、二〇〇円」を「二一、五九〇円」に改める。

（岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部改正）

第三条 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「九〇、五一〇円」を「九二、一八〇円」に、「四六、二八〇円」を「四七、一三〇円」に、「一八〇、〇〇〇円」を「一八三、三三〇円」に改める。

（岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部改正）

第四条 岡山県産業労働関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千二百二十円」を「五千二百三十円」に改め、同条第四号中「二万三千三十円」を「二万三千五十円」に改め、同条第五号中「二万五千二十円」を「一万五千三十円」に改め、同条第六号中「一万七千二十円」を「一万七千三十円」に改め、同条第七号中「一万二千二十円」を「一万千三十円」に改め、同条第八号中「一万五千二十円」を「一万五千三十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県条例第二十三号

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例

第一条
 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成三年岡山県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五五、三三〇円」を「五六、〇四〇円」に、「三七、五四〇円」を「三八、〇二〇円」に、「二八、一八〇円」を「二八、五四〇円」に、「八、六四〇円」を「八、七五〇円」に改め、別表の二の表中「二三、四五〇円」を「二三、七五〇円」に、「一五、九四〇円」を「一六、一四〇円」に、「八、七四〇円」を「八、八五〇円」に、「三〇〇円」を「四六〇円」に改め、別表の三の表中「九、五六〇円」を「九、六八〇円」に、「四、八三〇円」を「四、八九〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四五〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二四〇円」に改め、別表の四の表中「三〇、八五〇円」を「三一、二五〇円」に、「二〇、五七〇円」を「二〇、八三〇円」に、「五一、四二〇円」を「五二、〇八〇円」に改める。

第二条
 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五六、〇四〇円」を「五七、〇七〇円」に、「三八、〇二〇円」を「三八、七二〇円」に、「二八、五四〇円」を「二九、〇六〇円」に、「八、七五〇円」を「八、九一〇円」に改め、別表の二の表中「二三、七五〇円」を「二四、一八〇円」に、「一六、一四〇円」を「一六、四三〇円」に、「八、八五〇円」を「九、〇一〇円」に改め、別表の三の表中「九、六八〇円」を「九、八五〇円」に、「四、八九〇円」を「四、九八〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四七〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に改め、別表の四の表中「三一、二五〇円」を「三一、八二〇円」に、「二〇、八三〇円」を「二一、二二〇円」に、「五二、〇八〇円」を「五三、〇四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事
 伊 原 木
 隆
 太

岡山県条例第二十四号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

第一条
 岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表分析機器の項中「三、三三〇円」を「三、三七〇円」に、

「示差熱・熱量同時測定装置	四時間につき	一〇、〇八〇円
「	「	を
示差熱・熱量同時測定装置	四時間につき	一〇、〇八〇円

に改め、
同

水分測定装置	測定条件が室温のとき	一時間につき	二、八九〇円
	測定条件が熱間（一三〇度未満）のとき	四時間につき	九、六〇〇円
	測定条件が熱間（一三〇度以上一、〇〇〇度以下）のとき	八時間につき	二四、八〇〇円
	測定条件が室温のとき	一時間につき	九、三三〇円
	測定条件が熱間のとき	四時間につき	一一九、九七〇円
超高温微小領域 エックス線回折 装置			
微構造連続撮影解析装置		一時間につき	八一〇円

に改め、同

高熱伝導率測定装置	八時間につき	二八、〇〇〇円
自動熱膨張率測定装置	八時間につき	二七、二七〇円
高熱伝導率測定装置	八時間につき	二八、〇〇〇円
熱電特性評価装置	八時間につき	六四、〇〇〇円
熱電特性評価装置	八時間につき	六四、〇〇〇円
熱間曲げ試験機	八時間につき	二九、三〇〇円

を

旋盤	一時間につき	一、一六〇円
小型電気炉	八時間につき	六、九六〇円
旋盤	一時間につき	一、一六〇円
小型混練機	一時間につき	三、二四〇円
小型混練機	一時間につき	三、二四〇円
精密加工機	一時間につき	一、八五〇円

多目的高温炉	八時間につき	四六、四五〇円
粉碎機	一時間につき	五七〇円

第二条 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四六、八〇〇円」を「四七、六六〇円」に、「四〇、一一〇円」を「四〇、八五〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に改め、別表の二の表分析機器の項中「三、三七〇円」を「三、四三〇円」に、「四、三九〇円」を「四、四七〇円」に、「八、七八〇円」を「八、九四〇円」に、「一三、〇一〇円」を「一三、二五〇円」に、「一、九六〇円」を「一、九九〇円」に、「五、〇八〇円」を「五、一七〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇七〇円」に、「一四、八七〇円」を「一五、一四〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、二四〇円」を「二、二八〇円」に、「九、三四〇円」を「九、五一〇円」に、「一〇、〇八〇円」を「一〇、二六〇円」に、「二、八九〇円」を「二、九四〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、七七〇円」に、「二四、八〇〇円」を「二五、二五〇円」に、「九、三三〇円」を「九、五〇〇円」に、「一一九、九七〇円」を「一二三、一九〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に改め、同表試験機器の項中「一、四八〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、八二〇円」を「二、八七〇円」に、「一、五六〇円」を「一一、七七〇円」に、「二、五四〇円」を「二、五八〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「七七〇円」を「七八〇円」に、「六、四五〇円」を「六、五六〇円」に、「三、九四〇円」を「四、〇一〇円」に、「一七、二〇〇円」を「二七、五一〇円」に、「二四、七二〇円」を「二五、一七〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五一〇円」に、「一三、七五〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「五五、六六〇円」を「五六、六九〇円」に、「七〇、八五〇円」を「七二、一六〇円」に、「三〇、〇三〇円」を「三〇、五八〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「六五、一八〇円」に、「二九、三〇〇円」を「二九、八四〇円」に改め、同表試作加工機器の項中「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「七五〇円」を「七六〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四二〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「四六、四五〇円」を「四七、三二〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に改め、同表計測機器の項中「七六〇円」を「七七〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県条例第二十五号

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表の二の表中「一、二三〇円」を「一、二四〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一四〇円」に改める。

第二条 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六、三七〇円」を「六、四八〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、〇八〇円」に改め、別表の二の表中「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十六号

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表農業大学の項中「三、二九〇円」を「三、三四〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六六〇円」に改め、同表の備考三中「八百二十円」を「八百三十円」に改める。

別表第二水産研究所の項中「二一、二二〇円」を「二一、五〇〇円」に改める。

第二条 岡山県農林水産総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表生物科学研究所の項中「三四、一四〇円」を「三四、七七〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表農業大学の項中「三、三四〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に改め、同表の備考三中「八百三十円」を「八百四十円」に改め、別表第一の二の表生物科学研究所の項中「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇二〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三五〇円」に、「一四、七七〇円」を「一五、〇四〇円」に、「一七、八七〇円」を「一八、二〇〇円」に、「九九〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四、九二〇円」を「五、〇一

〇円」に、「二、八九〇円」を「二、九四〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三二〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二六〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五一〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表森林研究所の項中「三、七七〇円」を「三、八三〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、三一〇円」を「一、三三〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七五〇円」に改める。

別表第二畜産研究所の項中「五九〇円」を「六〇〇円」に、「九、六七〇円」を「九、八四〇円」に改め、同表森林研究所の項中「八、七六〇円」を「八、九二〇円」に、「五、五九〇円」を「五、六九〇円」に改め、同表水産研究所の項中「二一、五〇〇円」を「二一、七〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の岡山県農林水産総合センター条例第五条第一項の許可を受けている施設の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

3 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岡山県農林水産総合センター条例第五条第一項の許可を受けている施設等の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例等の一部を改正する条例

(岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部改正)

第一条 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例(昭和四十三年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改め、別表の二の表中「六五〇円」を「六六〇円」に改める。

(岡山県営と畜場条例の一部改正)

第二条 岡山県営と畜場条例(昭和三十七年岡山県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「牛、馬」を「牛 馬」に、「二、一八〇円」を「二、二二〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「子牛、子馬」を「子牛 子馬」に、「綿羊、やぎ」を「綿羊 やぎ」に改める。

(岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部改正)

第三条 岡山県営食肉地方卸売市場条例(昭和四十七年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「売上げ金額」を「売上金額」に、「四一〇円」を「四一七円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八七円」に、「四二七、二六〇円」を「四三五、一七〇円」に、「一、六一〇円」を「一、六三〇円」に改める。

(岡山県飼料検定条例の一部改正)

第四条 岡山県飼料検定条例(昭和五十二年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「四九、二二〇円」を「四九、三〇〇円」に、「三一、一五〇円」を「三一、一八〇円」に、「三八、三七〇円」を「三八、四一〇円」に、「二四、二四〇円」を「二四、二六〇円」に、「二九、六四〇円」を「二九、六六〇円」に改め、同表の備考一中「すべて」を「全て」に改める。

(岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部改正)

第五条 岡山県畜産関係講習手数料徴収条例(昭和六十二年岡山県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表家畜商講習手数料の項中「三、四三〇円」を「三、四五〇円」に改め、同表家畜人工授精等講習手数料の項中「一八、九〇〇円」を「一八、九六〇円」に、「七、五四〇円」を「七、五七〇円」に、「二五、二四〇円」を「二五、三六〇円」に、「三六、一三〇円」を「三六、三一〇円」に、「一〇、八九〇円」を「一〇、九五〇円」に改める。

(岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例の一部改正)

第六条 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例(昭和三十二年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「四千五十円」を「四千八十円」に、「二千十円」を「二千二十円」に改め、同号ただし書中「二千二十円」を「二千三十円」に改め、同項第二号中「四千五十円」を「四千八十円」に、「二千十円」を「二千二十円」に改め、同項第三号中「四千五十円」を「四千八十円」に、「二千十円」を「二千二十円」に改め、同号ただし書中「二千二十円」を「二千三十円」に改める。

(岡山県漁港管理条例の一部改正)

第七条 岡山県漁港管理条例(昭和四十年岡山県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表の備考四中「一・〇八」を「一・一」に改め、別表第一の二の表中「七、四〇〇円」を「七、五三〇円」に、「五、二四〇円」を「五、三三〇円」に、「七四、〇五〇円」を「七五、四二〇円」に、「五二、四五〇円」を「五三、四二〇円」に、「一五、〇一〇円」を「一五、二八〇円」に、「一五〇、一七〇円」を「一五二、九五〇円」に改める。

別表第二中「一〇三円」を「一〇四円」に改め、同表の備考四中「一・〇八」を「一・一」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（岡山県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第七条の規定による改正前の岡山県漁港管理条例第十一条第一項若しくは第十二条第一項又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けている占用等に係る占用料等の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料等について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号ホ中「七百九十円」を「八百円」に、「千四百十円」を「千四百二十円」に改める。

第二条 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第二条第十二号イ中「三万五千六百七十円」を「三万五千七百二十円」に改め、同号ロ中「一万八千三百六十円」を「一万八千四百円」に改め、同条第十三号イ中「七千二百十円」を「七千二百二十円」に改め、同条第十四号イ中「四千八百四十円」を「四千八百七十円」に改め、同号ロ中「七千二百四十円」を「七千二百七十円」に改め、同号ハ中「七千七百四十円」を「七千七百七十円」に改め、同号ニ中「八千二百四十円」を「八千二百七十円」に改め、同条第十七号イ中「二千五百三十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ロ中「三千六百三十円」を「三千六百五十円」に改め、同号ハ中「三千九百三十円」を「三千九百五十円」に改め、同号ニ中「四千二百三十円」を「四千二百五十円」に改め、同条第二十一号中「千八百十円」を「千八百二十円」に改め、同条第二十二号中「五千七百三十円」を「五千七百五十円」に改め、同条第二十三号及び第二十四号中「千七百十円」を「千七百二十円」に改め、同条第二十八号ホ中「千四百二十円」を「千四百三十円」に改め、同条第三十三号イ中「一万八千二百五十円」を「一万八千四百二十円」に改め、同号ロ中「四万五千三百十円」を「四万五千五百十円」に改め、同条第三十七号及び第三十八号中「八千二百四十円」を「八千二百七十円」に改め、同条第三十九号中「二万九千九百五十円」を「二万九千九百八十円」に改め、同条第四十号中「一万二千五十円」を「一万二千八十円」に改め、同条第四十一号イ中「七千三百十円」を「七千三百二十円」に改め、同号ロ中「二千百十円」を「二千百二十円」に改め、同号ハ中「二千九百十円」を「二千九百二十円」に改め、同条第四十二号中「二万九千九百五十円」を「二万九千九百八十円」に改め、同条第四十三号中「一万二千五十円」を「一万二千六十円」に改め、同条第四十四号中「二万九千九百五十円」を「二万九千九百八十円」に改め、同

条第四十五号中「一万二千五十円」を「一万二千七十円」に改め、同条第四十六号及び第四十七号中「七千三百円」を「七千五百円」に改め、同条第四十八号中「二千百円」を「二千二百円」に改め、同条第四十九号中「二千九百円」を「二千九百二十円」に改め、同条第五十号中「二千三百円」を「二千五百円」に改め、同条第五十一号中「二千九百三十円」を「二千九百五十円」に改め、同条第五十三号中「一万四千百円」を「一万四千百七十円」に改め、同条第五十六号中「三万六千三十円」を「三万六千五十円」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号イ中「五千九百円」を「五千九百二十円」に改め、同号ロ中「三千六百円」を「三千六百二十円」に改め、同条第五十七号中「二万八千三十円」を「二万八千五十円」に改め、同条第五十八号中「一万七千二十円」を「一万七千三十円」に改め、同条第六十八号イ中「一万三十円」を「一万五十円」に改め、同号ロ(1)中「一万六千三十円」を「一万六千五十円」に改め、同号ロ(2)中「一万三十円」を「一万五十円」に改め、同号ハ(1)中「三万七千八十円」を「三万七千三百円」に改め、同号ハ(2)中「二万六千八十円」を「二万六千三百円」に改め、同条第六十九号イ中「千八十円」を「千九十円」に、「千七十円」を「千八十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県家畜保健衛生所条例（昭和三十九年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「四千四百円」を「四千四百三十円」に改め、同項第四号中「一万二千二百円」を「一万三千三百七十円」に改める。

第二条 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万二千四百七十円」を「三万三千十円」に改め、同項第二号中「一万六千二百円」を「一万六千三百三十円」に改め、同項第三号中「四千四百三十円」を「四千五百円」に改め、同項第四号中「一万三千三百七十円」を「一万五千五百五十円」に改め、同条第二項中「二千六百三十円」を「二千六百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十号

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和四十五年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県営土地改良事業分担金等徴収条例

第一条中「分担金」の下に「並びに法第九十一条の二第一項及び第六項の規定による特別徴収金」を加える。

第二条第一項中「（以下）を」（法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）を除く。以下）に、「定める」を「規定する」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第六条の見出しを「（特別徴収金の徴収等）」に改め、同条第一項中「の施行に要した」を「に要した」に、「割りふつて」を「割り振つて」に、「当該事業の工事の完了の」を「法第一百三十三条の第三項の規定による」に、「当該工事完了の日」を「工事の完了の日（次項において「工事完了日」という。）」に、「経過しない」を「経過する日までの」に、「農地」を「農用地」に、「行なわれる」を「行われる」に、「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に、「分担金を」を「特別徴収金を」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 県は、農地中間管理機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第九十一条の二第六項各号に掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定により当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日以後工事完了日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して八年を経過する日までの間に、法第九十一条の二第六項各号に定める場合に該当するときは、その者から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いて得た額の特別徴収金を徴収する。

一 当該農地中間管理機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該農地中間管理機構関連事業に係る土地の面積に対する割合を基準として当該農地中間管理機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

二 当該農地中間管理機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該農地中間管理機構関連事業に係る土地の面積に対する割合を基準として当該農地中間管理機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

3 前二項の特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。ただし、当該特別徴収金の徴収を受ける者の申出があるときは、知事は、分割支払の方法により当該特別徴収金を支払わせ

ることができる。

第六条第四項中「分担金」を「特別徴収金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次の二項を加える。

4 知事は、第一項及び第二項の特別徴収金を徴収する場合にあつては、特別徴収金の額その他当該特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めて当該特別徴収金の徴収を受ける者に通知するものとする。

5 知事は、次の各号に掲げる特別徴収金について、それぞれ当該各号に定める場合に該当するとき、別に定めるところにより、当該特別徴収金の徴収を免除することができる。

一 第一項の特別徴収金 転用に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないと認める場合

二 第二項の特別徴収金 知事が特に納付の必要がないと認める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第六条第一項の規定により徴収すべき事由が生じている分担金の徴収については、なお従前の例による。

岡山県市町村森林経営管理支援基金条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十一号

岡山県市町村森林経営管理支援基金条例

(設置及び目的)

第一条 市町村による森林の経営管理に対する支援等を行うことにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を促進し、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、岡山県市町村森林経営管理支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立て

るものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができ。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十二号

岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例

(岡山県普通海域管理条例の一部改正)

第一条 岡山県普通海域管理条例(平成十年岡山県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表土石採取料の項中「一〇三元」を「一〇四円」に改め、同表の備考三中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(岡山県道路占用料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県道路占用料徴収条例(昭和四十三年岡山県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「により百円」を「の規定により百円」に、「に一・〇八」を「に一・一」に改め、同項ただし書中「同項ただし書」の下に「の規定」を加え、「一・〇八」を「一・一」に改める。

(岡山県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第三条 岡山県海岸占用料等徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の備考二中「一・〇八」を「一・一」に改め、別表の二の表砂利の項中「二二五円」を「二二九円」に改め、同表かき込み砂利の項及び砂の項中「一七六円」を「一七九円」に改め、同表土砂の項中「一六〇円」を「一六二円」に改め、同表栗石^{ぐり}の項中「栗石^{ぐり}」を「栗石」に、「二二円」を「二二六円」に改め、同表転石又は割石の項中「七九円」を「八〇円」に改める。

(岡山県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第四条 岡山県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表発電の原動力の用に供するものの項中「1.08」を「1.1」に改め、同表発電用以外の原動力の用に供するものの項及び工業用その他の用に供するものの項並びに別表の二の表の備考二中「一・〇八」を「一・一」に改め、別表の三の表土石の項中「二二五円」を「二二九円」に、「一七六円」を「一七九円」に、「一六〇円」を「一六二円」に、「栗石」を「栗石」に、「二二二円」を「二二六円」に、「七九円」を「八〇円」に改め、同表芝草の項中「一三五円」を「一三七円」に改める。

（岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部改正）

第五条 岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「一・〇八」を「一・一」に、「備考十」を「備考九」に改める。

附則第五項中「二円八〇銭」を「二円八五銭」に、「三円二銭」を「三円七銭」に、「三円五六銭」を「三円六二銭」に、「四円八六銭」を「四円九五銭」に、「二円三七銭」を「二円四一銭」に、「備考十」を「備考九」に改める。

別表の(一)の表の備考四中「一・〇八」を「一・一」に改め、別表の(二)の表小型船舶係留施設の項中「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に、「六、〇六〇円」を「六、一七〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二八〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五三〇円」に、「五、二四〇円」を「五、三三〇円」に、「五四、五一〇円」を「五五、五一〇円」に、「三七、〇二〇円」を「三七、七〇〇円」に、「六〇、六八〇円」を「六一、八〇〇円」に、「四二、一七〇円」を「四二、九五〇円」に、「七四、〇五〇円」を「七五、四二〇円」に、「五二、四五〇円」を「五三、四二〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一三、五七〇円」を「一三、八二〇円」に、「一五、〇一〇円」を「一五、二八〇円」に、「一一〇、〇五〇円」を「一一二、〇八〇円」に、「一三五、七七〇円」を「一三八、二八〇円」に、「一五〇、一七〇円」を「一五二、九五〇円」に改め、同表野積場及び港湾施設用地（臨港交通施設及び船舶役務用施設の敷地に限る。以下同じ。）の項中「四円五三銭」を「四円六一銭」に、「三円四九銭」を「三円五五銭」に、「二円二六銭」を「二円三〇銭」に、「一五九円」を「一六一円」に、「一一八円」を「一二〇円」に、「七七円」を「七八円」に改め、同表上屋（鉄鋼上屋及びくん蒸上屋を除く。）の項中「九四〇円」を「九五〇円」に改め、同表鉄鋼上屋の項及びくん蒸上屋の項中「九〇〇円」を「九一〇円」に改め、同表固定式荷役機械の項中「五、五〇〇円から一六、五二〇円」を「五、六〇〇円から一六、八二〇円」に、「六四八、〇〇〇円から八六四、〇〇〇円」を「六六〇、〇〇〇円から八八〇、〇〇〇円」に改め、同表移動式荷役機械（コンテナ荷役機械を除く。）の項中「二六、五三〇円」を「二七、〇二〇円」に、「二、七八九、四八〇円」を「二、八四一、一三〇円」に改め、同表コンテナ荷役機械の項中「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に改め、同表木材整理場の項中「六円九九銭」を「七円一一銭」に改め、同表管理棟事務室の項及び同表の備考九を削り、同表の備考

十中「二円七五銭」を「二円八〇銭」に、「二円三七銭」を「二円四一銭」に、「四円八六銭」を「四円九五銭」に、「六円四八銭」を「六円六〇銭」に、「三元二四銭」を「三元三〇銭」に、「七円二三銭」を「七円三六銭」に、「九円七二銭」を「九円九〇銭」に改め、同備考十を同表の備考九とする。

(岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部改正)

第六条 岡山県牛窓ヨットハーバー条例(昭和六十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表ディングーヨットの項中「六、〇六〇円」を「六、一七〇円」に、「三六、八二〇円」を「三七、五〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四三〇円」に、「四九、〇六〇円」を「四九、九六〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「八、四三〇円」を「八、五八〇円」に、「六一、四〇〇円」を「六二、五三〇円」に改め、同表クルーザーヨットの項中「二一、三九〇円」を「二一、七八〇円」に、「二二三、九四〇円」を「二二七、九〇〇円」に、「二八、四九〇円」を「二九、〇一〇円」に、「二八四、九一〇円」を「二九〇、一八〇円」に、「三五、六九〇円」を「三六、三五〇円」に、「三五六、九一〇円」を「三六三、五一〇円」に、「四五、二五〇円」を「四六、〇八〇円」に、「四五二、五七〇円」を「四六〇、九五〇円」に、「五七、一八〇円」を「五八、二三〇円」に、「五七一、八八〇円」を「五八二、四七〇円」に、「一一、八二〇円」を「一二、〇三〇円」に、「一一八、二八〇円」を「一二〇、四七〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に、「二六、一二〇円」を「二六、六〇〇円」に、「二六一、二五〇円」を「二六六、〇八〇円」に、「三四、四五〇円」を「三五、〇八〇円」に、「三四四、五七〇円」を「三五〇、九五〇円」に、「四二、七八〇円」を「四三、五七〇円」に、「四二七、八八〇円」を「四三五、八〇〇円」に、「五〇、〇九〇円」を「五一、〇一〇円」に、「五〇〇、九一〇円」を「五一〇、一八〇円」に、「六三、一五〇円」を「六四、三一〇円」に、「六三一、五四〇円」を「六四三、一三〇円」に、「一一、九六〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一二九、六〇〇円」を「一三三、〇〇〇円」に改め、別表の二の表中「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に、「三、〇六〇円」を「三、一一〇円」に、「二、四三〇円」を「二、四七〇円」に、「三、六八〇円」を「三、七四〇円」に改め、別表の三の表中「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に、「五、八六〇円」を「五、九六〇円」に改め、別表の四の表中「六九〇円」を「七〇〇円」に改め、別表の五の表中「一、三七〇円」を「一、三九〇円」に、「八八〇円」を「八九〇円」に改め、別表の六の表中「六一〇円」を「六二〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「八二、二八〇円」を「八三、八〇〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「六五、八二〇円」を「六七、〇三〇円」に改める。

(岡山県港湾区域占用料等徴収条例の一部改正)

第七条 岡山県港湾区域占用料等徴収条例(平成十二年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表土砂採取料の項中「一〇三円」を「一〇四円」に改め、同表の備考三中「一・〇八」を「一・

一」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(岡山県普通海域管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の岡山県普通海域管理条例第三条第一項第一号又は第二号の規定による許可を受けている占用等に係る占用料等の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料等について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

(岡山県道路路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項又は第三項の許可を受けている占用物件に係る占用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

(岡山県海岸占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七条第一項、第八条第一項第一号、第三十七条の四又は第三十七条の五第一号の規定による許可を受けている占用等に係る占用料等の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料等について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

(岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の岡山県港湾施設管理及び利用条例第七条第一項又は第二項の知事の許可を受けている占用等に係る占用料等の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料等について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

(岡山県港湾区域占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第一号又は第二号の規定による許可を受けている占用等に係る占用料等の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料等について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十三号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改

正する。

第二条第一項第九号の三及び第九号の四を削り、同条第二項に次の二号を加える。

九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十条第一項の規定による取得についての裁定又は同法第十九条第一項の規定による存続期間の延長についての裁定を申請する者 次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 十万円以下のもの 二万七千円

ロ 十万円を超え百万円以下のもの 二万七千円に損失の補償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百元を加えた額

ハ 百万円を超え五百万円以下のもの 七万五千六百元に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた額

ニ 五百万円を超え二千万円以下のもの 二十一万六千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた額

ホ 二千万円を超え一億円以下のもの 二十六万四千四百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた額

ヘ 一億円を超えるもの 三十六万六千円

十 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による収用又は使用についての裁定を申請する者 損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ前号イからヘまでに定める額

第二条 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「十二万二百七十円」を「十二万四百五十円」に改め、同項第九号の二イ中「五万二十円」を「五万三十円」に改め、同号ロ中「八万五千四十円」を「八万五千七十円」に改め、同項第九号の四中「二万七千二百六十円」を「二万七千四百六十円」に改め、同項第十号及び第十一号中「三万三千四百三十円」を「三万三千七百十円」に改め、同項第十二号中「二万七千二百六十円」を「二万七千四百三十円」に改め、同項第十三号及び第十四号中「十六万千五百円」を「十六万千八百三十円」に改め、同項第十五号中「十八万四千四百七十円」を「十八万二千四百五十円」に改め、同項第十六号及び第十七号中「十六万千五百円」を「十六万千八百三十円」に改め、同項第十七号の二中「三万三千四百三十円」を「三万三千七百二十円」に改め、同項第十八号中「三万三千四百三十円」を「三万三千七百十円」に改め、同項第十九号中「十六万千五百円」を「十六万千八百三十円」に改め、同項第二十号中「二万七千二百六十円」を「二万七千四百三十円」に改め、同項第二十一号及び第二十二号中「十六万千五百円」を「十六万千八百三十円」に改め、同項第二十三号の二中「七万八千二百六十円」を「七万八千四百三十円」に改め、同項第二十三号の三中「一万八千四百五十円」を「一万八千四百八十円」に改め、同項第二十三号の四中「十六万千二百二十円」を「十六万千八百六十円」に改め、同項第二十四号から第二十六号までの規定中「十六万千五百円」を「十六万千八百

三十円」に改め、同項第二十六号の二から第二十六号の四までの規定中「十六万千二百二十円」を「十六万千八百六十円」に改め、同項第二十六号の五から第二十九号までの規定中「二万七千二百六十円」を「二万七千四百三十円」に改め、同項第三十号中「十六万千一百十円」を「十六万千八百五十円」に改め、同項第三十号の二中「二万七千二百七十円」を「二万七千四百五十円」に改め、同項第三十一号中「二万七千二百六十円」を「二万七千四百三十円」に改め、同項第三十一号の二中「二万七千二百七十円」を「二万七千四百五十円」に改め、同項第三十二号中「十六万千一百十円」を「十六万千八百三十円」に改め、同項第三十三号から第三十五号までの規定中「二万七千二百六十円」を「二万七千四百三十円」に改め、同項第三十六号中「十六万千一百十円」を「十六万千八百三十円」に改め、同項第三十七号中「十二万二百七十円」を「十二万四百五十円」に改め、同項第三十七号の二中「十四万六千六百八十円」を「十四万七千四百五十円」に改め、同項第三十八号及び第三十九号中「七万八千二百六十円」を「七万八千四百三十円」に改め、同項第三十九号の二及び第三十九号の三中「二十三万九千四百四十円」を「二十三万九千九百円」に改め、同項第四十号中「七万八千二百六十円」を「七万八千四百三十円」に改め、同項第四十号の二及び第四十号の三中「二十三万九千四百四十円」を「二十三万九千九百円」に改め、同項第四十一号中「六千四百五十円」を「六千四百八十円」に改め、同項第四十二号から第四十二号の三までの規定中「二万七千二百六十円」を「二万七千四百三十円」に改め、同項第四十三号イ中「一万二千三十円」を「一万二千五十円」に、「六千十円」を「六千二十円」に改め、同号ロ中「七千十円」を「七千二十円」に改め、同項第四十四号中「一万八千二十円」を「一万八千三十円」に、「一万二千二十円」を「一万千三十円」に改め、同項第四十五号イ中「一万千二十円」を「一万千三十円」に改め、同号ロ中「六千十円」を「六千二十円」に改め、同項第四十六号中「一万三千三十円」を「一万三千五十円」に改め、同項第五十号イ中「一万六千十円」を「一万六千二十円」に改め、同号ロ中「一万千十円」を「一万千二十円」に改め、同項第五十一号中「一万九千三十円」を「一万九千五十円」に改め、同項第五十二号中「六千八百二十円」を「六千八百三十円」に改め、同項第五十四号中「五万五千五十円」を「五万五千八十円」に改め、同項第五十五号中「三万五千五十円」を「三万五千八十円」に改め、同項第六十二号イ中「八万九千九十円」を「八万九千百五十円」に改め、同号ロ中「十三万百三十円」を「十三万二百二十円」に改め、同号ハ中「二十万二百十円」を「二十万三百五十円」に改め、同号ニ中「二十七万二百九十円」を「二十七万四百八十円」に改め、同号ホ中「四十万四百三十円」を「四十万七百十円」に改め、同号ヘ中「五十二万五百六十円」を「五十二万九百三十円」に改め、同号ト中「六十七万七百二十円」を「六十七万千二百円」に改め、同号チ中「八十九万九百六十円」を「八十九万九千六百円」に改め、同項第六十三号イ中「六千四百四十円」を「六千四百六十円」に改め、同号ロ中「八千八百四十円」を「八千八百七十円」に改め、同号ハ中「一万三千六十円」を「一万三千百円」に改め、同号ニ中「三万六千百円」を「三万六千六十円」に改め、同号ホ中「四万四千百円」を「四万四千七百十円」に改め、同号ヘ中「五万九千百二十円」を「五万九千九百十円」に改め、同項第六十四号中「三万千二百三十円」を「三万千三百八十円」に改め、同項第六十五号中「三万三千二百三十円」を「三万三千三百八十円」に改め、同項第六十六号中「二万四千二百

百二十円」を「二万四千三百六十円」に改め、同項第六十七号イ中「一万二千八十円」を「一万二千百三十円」に改め、同号ロ中「二万二千百六十円」を「二万二千二百六十円」に改め、同号ハ中「三万二千二百三十円」を「三万二千三百八十円」に改め、同号ニ中「四万八千三百四十円」を「四万八千五百七十円」に改め、同号ホ中「六万九千五百円」を「六万九千八百三十円」に改め、同号ヘ中「十一万七千九百九十円」を「十一万三千三百二十円」に改め、同号ト中「十七万二千三百三十円」を「十七万二千四十円」に改め、同号チ中「二十六万八千九百九十円」を「二十六万三千五百五十円」に改め、同号リ中「三十四万二千四百六十円」を「三十四万四千百円」に改め、同号ヌ中「四十三万三千百三十円」を「四十三万五千二百十円」に改め、同項第七十一号中「一万四千二十円」を「一万四千三十円」に改め、同項第七十二号中「八千九百二十円」を「八千九百三十円」に改め、同項第七十三号中「八千十円」を「八千二十円」に改め、同項第七十六号イ(2)中「二万二千二十円」を「二万二千三十円」に改め、同号イ(3)中「四万四千四十円」を「四万四千七十円」に改め、同号イ(4)中「八万九千九十円」を「八万九千五百十円」に改め、同号イ(5)中「十三万百三十円」を「十三万二百二十円」に改め、同号イ(6)中「十八万九百九十円」を「十八万三百十円」に改め、同号イ(7)中「二十二万二百三十円」を「二十二万三百八十円」に改め、同号イ(8)中「三十一万三百三十円」を「三十一万五千五十円」に改め、同号ロ(2)中「三万三千十円」を「三万五千十円」に改め、同号ロ(3)中「六万六千七十円」を「六万六千百十円」に改め、同号ロ(4)中「十二万百二十円」を「十二万二百円」に改め、同号ロ(5)中「二十万二百十円」を「二十万三百五十円」に改め、同号ロ(6)中「二十八万三百円」を「二十八万五百円」に改め、同号ロ(7)中「三十五万三百七十円」を「三十五万六百二十円」に改め、同号ロ(8)中「四十九万五百二十円」を「四十九万八百七十円」に改め、同号ハ(1)中「八万九千九十円」を「八万九千五百十円」に改め、同号ハ(2)中「十三万百三十円」を「十三万二百二十円」に改め、同号ハ(3)中「二十万二百十円」を「二十万三百五十円」に改め、同号ハ(4)中「二十七万二百九十円」を「二十七万四百八十円」に改め、同号ハ(5)中「四十万四百三十円」を「四十万七百十円」に改め、同号ハ(6)中「五十二万五千六十円」を「五十二万九百三十円」に改め、同号ハ(7)中「六十七万七百二十円」を「六十七万二千二百円」に改め、同号ハ(8)中「八十九万九百六十円」を「八十九万六千六百円」に改め、同項第七十八号中「四万七千六十円」を「四万七千百円」に改め、同項第七十九号中「二万七千七十円」を「二万七千百十円」に改め、同項第八十号イ中「七千百十円」を「七千二百十円」に改め、同号ロ中「二万九千五十円」を「二万九千八十円」に改め、同号ハ中「四万百円」を「四万百七十円」に改め、同号ニ中「七万千九百十円」を「七万三千百十円」に改め、同号ホ中「九万九千二百六十円」を「九万九千四百三十円」に改め、同項第八十一号ハ中「一万八千十円」を「一万八千二十円」に改め、同項第八十四号中「三万三千三十円」を「三万三千四百五十円」に改め、同項第八十五号中「二万七千二十円」を「二万七千三十円」に改め、同項第八十八号中「三万三千三十円」を「三万三千五十円」に改め、同項第八十九号中「二万七千二十円」を「二万七千三十円」に改め、同項第九十号イ中「二万五千三十円」を「二万五千五十円」に改め、同号ロ中「二万九千三十円」を「二万九千五十円」に改め、同号ハ中「三万三千三十円」を「三万三千五十円」に改め、同号ニ中「三万七千三十円」を「三万七千五十円」に改め、同号ホ

中「四万千三十円」を「四万五千円」に改め、同号へ中「四万九千三十円」を「四万九千五百円」に改め、同号ト中「六万千三十円」を「六万五千円」に改め、同号チ中「七万三千三十円」を「七万三千五百円」に改め、同項第九十号の二中「十六万千円」を「十六万八千九百円」に改める。

別表第一中「六千二十円」を「六千三百円」に、「九千十円」を「九千二百円」に、「一万二千三十円」を「一万二千五百円」に、「一万四千三十円」を「一万四千五百円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に、「二万二千五百円」を「二万二千八十円」に、「二万八千六十円」を「二万八千八百円」に、「三万四千六十円」を「三万四千百円」に、「五万千百十円」を「五万千八百十円」に、「七万三千百六十円」を「七万三千二百七十円」に、「十九万四千四百七十円」を「十九万四千七百八十円」に、「三十三万七千七百七十円」を「三十三万八千二百八十円」に、「五十五万三千四百八十円」を「五十五万四千四百六十円」に改める。

別表第三中「十一万八千二百六十円」を「十一万九千百円」に、「十五万八千二百二十円」を「十五万九千三十円」に、「十四万三千百十円」を「十四万四千百八十円」に、「二十一万八千三百六十円」を「二十一万九千二百七十円」に、「十八万六千四百二十円」を「十八万七千三百七十円」に、「二十九万九千五百六十円」を「三十万六百元」に、「二十三万五千五百三十円」を「二十三万二千五百五十円」に、「三十八万九千七百八十円」を「三十九万九百六十円」に、「四十万四千九百五十円」を「四十万六千二百五十円」に、「七十一万二千五百七十円」を「七十一万四千二百八十円」に改める。

別表第四中「一万千二十円」を「一万千三百円」に、「一万五千二十円」を「一万五千三十円」に、「二万二千四十円」を「二万二千七十円」に、「三万三千七十円」を「三万三千百二十円」に、「五万四千百二十円」を「五万四千二百円」に、「七万四千二百二十円」を「七万四千三百六十円」に、「十五万五千三百八十円」を「十五万五千六百三十円」に、「二十六万五千五百六十円」を「二十六万五千九百三十円」に、「四十五万三千百七十円」を「四十五万三千九百五十円」に改める。

別表第五中「一万千二十円」を「一万千三百円」に、「一万五千二十円」を「一万五千三十円」に、「二万四千四十円」を「二万四千七十円」に、「三万二千七十円」を「三万二千百二十円」に、「五万五千百十円」を「五万五千八百十円」に、「七万二百十円」を「七万三百五十円」に、「十四万九千三百七十円」を「十四万九千六百二十円」に、「二十五万八千五百六十円」を「二十五万八千九百三十円」に、「四十四万八千七百七十円」を「四十四万八千九百五十円」に改める。

別表第六中「一万千二十円」を「一万千三百円」に、「一万四千二十円」を「一万四千三十円」に、「二万四千四十円」を「二万四千六十円」に、「三万四千七十円」を「三万四千百十円」に、「四万九千百十円」を「四万九千八百十円」に、「六万六千二百十円」を「六万六千三百五十円」に、「十三万四千三百七十円」を「十三万四千六百十円」に、「二十三万五千五百五十円」を「二十三万九百十円」に、「三十九万七千四百十円」を「三十九万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県土木関係手数料徴収条例第二条第一項第九十号の三及び第九十号の四を削る改正規定 平成三十一年四月一日

二 第二条の規定 平成三十一年十月一日

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県条例第三十四号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中「二二四、五九〇円」を「二二六、七三〇円」に、「四二七、四〇〇円」を「四三一、六七〇円」に改める。

第二条 岡山県立都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「六、〇六〇円」を「六、一七〇円」に、「二〇、九八〇円」を「二一、三六〇円」に改め、別表第二の二の表中「二六、一一〇円」を「二六、五九〇円」に、「八四、三〇円」を「八五、八七〇円」に、「二二六、七三〇円」を「二二〇、七四〇円」に、「四三一、六七〇円」を「四三九、六六〇円」に、「三九七、〇二〇円」を「四〇四、三七〇円」に改める。

別表第四後楽園の項中「一四、二九〇円」を「一四、五五〇円」に改め、同表総合グラウンドの項中「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に、「四一一、四二〇円」を「四一九、〇三〇円」に、「八二二、八五〇円」を「八三八、〇八〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「六一、七一〇円以上一二三、四二〇円」を「六一、八五〇円以上一二五、七〇〇円」に、「二〇五、七一〇円」を「二〇九、五一〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に改め、同表の備考中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第五の一の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改め、別表第五の二の（一）の表一般建物の項中「六八〇円」を「六九〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「八、六九〇円」を「八、八五〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、三七〇円」に改め、同表鶴鳴館の項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一一、六二〇円」を「一一、八三〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に、「一七、四三〇円」を「一七、七五〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七四〇円」に改め、同表鶴鳴館本館の項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「八、六九〇円」を「八、八五〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表栄唱墨流しの項中「一〇、一一〇円」を「一〇、二九〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六一〇円」に、「五、七九〇円」を「五、八九〇円」に改め、同表駐車場の項中「六一〇円」を「六二〇円」に改め、別表第五の二の（二）のイの表専用使用料の項中「七、

七一〇円」を「七、八五〇円」に、「一一、八二〇円」を「一二、〇三〇円」に、「一五、九四〇円」を「一六、二三〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「一五、四二〇円」を「一五、七〇〇円」に、「二三、六五〇円」を「二四、〇八〇円」に、「三一、八八〇円」を「三一、四七〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「一五四、二八〇円」を「一五七、一三〇円」に、「二三六、五七〇円」を「二四〇、九五〇円」に、「三一八、八五〇円」を「三四、七五〇円」に、「六一、七一〇円」を「六二、八五〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に、「一一、三二〇円」を「一一、五一〇円」に、「一一三、一四〇円」を「一一五、二三〇円」に改め、別表第五の二の(二)の口の表専用使用料の項中「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「一〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「六、二七〇円」を「六、三八〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「一二、三四〇円」を「一二、五六〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「六二、七四〇円」を「六三、九〇〇円」に、「八二、二八〇円」を「八三、八〇〇円」に、「一二三、四二〇円」を「一二五、七〇〇円」に、「二〇、五七〇円」を「二〇、九五〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に改め、別表第五の二の(二)のハの表専用使用料の項中「六四、六一〇円」を「六五、八〇〇円」に、「七、〇七〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、五八〇円」を「五、六八〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に、「九四、四四〇円」を「九六、一八〇円」に、「九、九四〇円」を「一〇、一二〇円」に、「八、四四〇円」を「八、五九〇円」に、「四、九六〇円」を「五、〇五〇円」に、「二〇〇、〇七〇円」を「二〇三、七七〇円」に、「二二、一二〇円」を「二二、五一〇円」に、「一九、八九〇円」を「二〇、二五〇円」に、「二八、五七〇円」を「二九、〇九〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同表練習使用料の項中「一九、八九〇円」を「二〇、二五〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「九九〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「三三、三九〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「六、六七〇円」を「六、七九〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二五、七六〇円」に、「五、〇六〇円」を「五、一五〇円」に改め、別表第五の二の(二)のニの表専用使用料の項中「三四、五六〇円」を「三五、二〇〇円」に、「二〇七、三六〇円」を「二一一、二〇〇円」に、「六二二、〇八〇円」を「六三三、六〇〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「五一、八四〇円」を「五二、八〇〇円」に、「三一一、〇四〇円」を「三一六、八〇〇円」に、「九三三、一二〇円」を「九五〇、四〇〇円」に、「一一、九六〇円」を「一二、二〇〇円」に、「五、七六〇円」を「五、八六〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「二七、一五〇円」を「二七、六五〇円」に、「一〇三、六八〇円」を「一〇五、六〇〇円」に、「八一、四六〇円」を「八二、九六〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一五五、五二〇円」を「一五八、四〇〇円」に、「七七、七六〇円」を「七九、二〇〇円」に、「三三三、二八〇円」を「三三七、六〇〇円」に、「六、七八〇円」を「六、九〇〇円」に、「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」に、「二〇、三六〇円」を「二〇、七三〇円」に改め、同表一般使用料の項中「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表冷

暖房設備使用料の項中「一〇、二八〇円」を「一〇、四七〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改め、別表第五の二の(二)のホの表一般使用料の項中「七五〇円」を「七六〇円」に改め、同表専用使用料の項中「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、〇九〇円」に、「三、八七〇円」を「三、九四〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に改め、同表照明設備使用料の項中「九七〇円」を「九八〇円」に、「九四〇円」を「九五〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヘの表専用使用料の項中「四、九六〇円」を「五、〇五〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「九、九四〇円」を「一〇、一二〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に改め、別表第五の二の(二)のトの表専用使用料の項中「一、九〇〇円」を「一、九三〇円」に、「二、五四〇円」を「二、五八〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改め、別表第五の二の(二)のチの表第一研修室の項中「七七〇円」を「七八〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三五〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に改め、別表第五の二の(二)のリの表大型車の項中「六一〇円」を「六二〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヌの表報道用放送室の項中「五、〇七〇円」を「五、一六〇円」に改め、同表スコアボードの項中「四、三四〇円」を「四、四二〇円」に改め、同表収納舞台及び収納式観客席の項中「一二、三四〇円」を「一二、五六〇円」に改め、同表放送設備の項中「四、三四〇円」を「四、四二〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改め、同表湯沸し室の項中「八六〇円」を「八七〇円」に改め、同表大型映像装置の項中「アマチュア」を「アマチュアスポーツ」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「五一、四二〇円」を「五一、三七〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表時間帯による使用の項中「二、四九〇円」を「二、五三〇円」に、「四、九九〇円」を「五、〇八〇円」に、「五〇、〇六〇円」を「五〇、九八〇円」に、「二五、〇二〇円」を「二五、四八〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇七〇円」に、「六、〇四〇円」を「六、一五〇円」に、「六〇、四八〇円」を「六一、六〇〇円」に、「三〇、二三〇円」を「三〇、七八〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、一八〇円」に、「一〇、一二〇円」を「一〇一、九七〇円」に、「一〇、四二〇円」を「一〇、六一〇円」に、「二〇、八五〇円」を「二一、二三〇円」に、「二〇八、五八〇円」を「二二、四四〇円」に、「一〇四、二八〇円」を「一〇六、二二〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六四〇円」に、「二六、〇六〇円」を「二六、五四〇円」に、「一三、〇二〇円」を「一三、二六〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ロ)の表時間帯による使用の項中「一、五六〇円」を「一、五八〇円」に、「一五、六三〇円」を「一五、九一〇円」に、「七、八一〇円」を「七、九五〇円」に、「一、八七〇円」を「一、九〇〇円」に、「一八、七六〇円」を「一九、一〇〇円」に、「九、三七〇円」を「九、五四〇円」に、「三、一二〇円」を「三、一七〇円」に、「三一、二八〇円」を「三一、八五〇円」に、「六、五七〇円」を「六、六九〇円」に、「六五、七〇〇円」を「六六、九一〇円」に、「三一、八五〇円」を「三一、四五〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「八三〇円」を「八四〇円」に、「八、三三〇円」を「八、

四八〇円」に、「四、一六〇円」を「四、二三〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表時間帯による使用の項中「三、一二〇円」を「三、一七〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八一〇円」に、「六、二五〇円」を「六、三六〇円」に、「一三、〇二〇円」を「一三、二六〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(二)の表スカッシュコートの項中「七三〇円」を「七四〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ホ)の表照明設備の項中「三五、九七〇円」を「三六、六三〇円」に、「一七九、九〇〇円」を「一八三、二三〇円」に改め、同表スコアボードの項中「三、九五〇円」を「四、〇二〇円」に改め、同表報道用放送室の項中「五、六三〇円」を「五、七三〇円」に改め、同表放送設備の項中「四、七九〇円」を「四、八七〇円」に改め、同表室内練習場の項及びトレーニングルームの項中「一、五六〇円」を「一、五八〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表発券所の項中「六一〇円」を「六二〇円」に改め、同表更衣室Aの項中「二、一一〇円」を「二、一四〇円」に改め、同表会議室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表バッテリーケージの項中「二、〇七〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表ソフトボール用ベースの項中「七六〇円」を「七七〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(イ)の表時間帯による使用の項中「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「三、五三〇円」を「三、五九〇円」に、「三五、四五〇円」を「三六、一〇〇円」に、「一七、七二〇円」を「一八、〇四〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に、「四、二六〇円」を「四、三三〇円」に、「四二、七六〇円」を「四三、五五〇円」に、「二一、三七〇円」を「二一、七六〇円」に、「七、〇八〇円」を「七、二二〇円」に、「七〇、九一〇円」を「七二、二二〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五三〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一五、〇七〇円」に、「一四八、〇九〇円」を「一五〇、八三〇円」に、「七四、〇四〇円」を「七五、四一〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「九三〇円」を「九四〇円」に、「一、八七〇円」を「一、九〇〇円」に、「一八、七六〇円」を「一九、一〇〇円」に、「九、三七〇円」を「九、五四〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表照明設備の項中「七、一八〇円」を「七、三一〇円」に、「三五、九七〇円」を「三六、六三〇円」に改め、同表スコアボードの項及び放送設備の項中「六一〇円」を「六二〇円」に改め、同表大会関係者室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表更衣室の項中「七四〇円」を「七五〇円」に改め、別表第五の二の(三)のハの表時間帯による使用の項中「四、一六〇円」を「四、二三〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「六、二五〇円」を「六、三六〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に、「一〇、四二〇円」を「一〇、六一〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に、「八、三三〇円」を「八、四八〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、一〇〇円」に、「二〇、八五〇円」を「二一、二三〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「二、〇七〇円」を「二、一〇〇円」に改め、別表第五の二の(三)のニの表テニスコートの項中「七五〇円」を「七六〇円」に改め、別表第五の二の(三)のホの表時間帯による使用の項中「二、二九〇円」を「二、三三〇円」に、「四五、八八〇円」を「四六、七二〇円」に、「二二、九三〇円」を「二三、三五〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「五六、三一〇円」を「五七、三五〇円」に、「二八、一五〇円」を「二八、六七〇円」に、「四、五八〇円」

を「四、六六〇円」に、「九一、七七〇円」を「九三、四六〇円」に、「六、四五〇円」を「六、五六〇円」に、「一二九、三三〇円」を「一二一、七一〇円」に、「六四、六六〇円」を「六五、八五〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「二五、〇二〇円」を「二五、四八〇円」に、「一二、五一〇円」を「一二、七四〇円」に改め、別表第五の二の三のへの表研修棟の項中「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項の許可（後樂園に係るものに限る。）を受けている管理に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

- 3 第二条の規定の施行の際現に都市公園法第五条第一項又は第二条の規定による改正前の岡山県立都市公園条例第五条第一項若しくは第九条第二項の許可（後樂園に係るものに限る。）を受けている管理、行為又は利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十五号

岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県工業用水道料金等徴収条例（昭和四十七年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「掲げる額」を「定める額」に、「一・〇八」を「一・一」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営企業管理者がその承認に基づきこの条例の施行の日前から継続して供給している工業用水の供給であって、同日から平成三十一年十月三十一日までの間にその料金の支払を受ける権利が確定するものの算定については、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十六号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第四号中「三千六百円」を「二千七百円」に改め、「千八百円」の下に「。ただし、心身に特に著しい負担を与える場合として人事委員会が定める場合にあつては、三千六百円」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十七号

岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例

（岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正）

第一条 岡山県立学校施設使用料徴収条例（昭和二十六年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表運動場の項中「四、三〇〇円」を「四、三七〇円」に、「六、五一〇円」を「六、六三〇円」に改め、同表球技コートの項中「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表講堂、体育館又は格技場の項中「六、四九〇円」を「六、六一〇円」に、「八、二八〇円」を「八、四三〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「三、五二〇円」を「三、五八〇円」に改め、別表の二の表運動場の項中「一、二〇〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表体育館の項中「二、八三〇円」を「二、八八〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「一〇、〇三〇円」を「一〇、二二〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、三七〇円」に改め、同表格技場の項中「八三〇円」を「八四〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に改める。

（岡山県渋川青年の家条例の一部改正）

第二条 岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の二の（一）の表第一研修室の項及び第二研修室の項中「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に、「一、四八〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、九六〇円」を「三、〇一〇円」に、「四、四四〇円」を「四、五二〇円」に改め、同表三―D研修室の項及び三―E研修室の項中「一、四二〇円」を「一、四四〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八五〇円」に、

「五、六七〇円」を「五、七七〇円」に改め、同表ラウンジの項中「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に改め、同表体育館の項中「一四、五〇〇円」を「一四、七六〇円」に、「一九、三三〇円」を「一九、六八〇円」に、「三八、六七〇円」を「三九、三八〇円」に、「五八、〇一〇円」を「五九、〇八〇円」に改める。

(岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部改正)

第三条 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例(昭和四十年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の(二)のイの表第一研修室の項中「一、七二〇円」を「一、七五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三四〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六八〇円」に、「六、九一〇円」を「七、〇三〇円」に改め、同表第二研修室の項から第四研修室の項までの規定中「九五〇円」を「九六〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「二、五五〇円」を「二、五九〇円」に、「三、八二〇円」を「三、八九〇円」に改め、同表第五研修室の項中「七七〇円」を「七八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表会議室の項中「一、〇一〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七六〇円」に、「四、〇七〇円」を「四、一四〇円」に改め、同表視聴覚室の項中「一、七二〇円」を「一、七五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三四〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六八〇円」に、「六、九一〇円」を「七、〇三〇円」に改め、同表プレイホールの項中「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「二六、四五〇円」を「二六、七五〇円」に、「三四、六八〇円」を「三五、一三〇円」に改め、別表の一の(二)のロの表プレイホールの項中「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に改める。

(岡山県立博物館条例の一部改正)

第四条 岡山県立博物館条例(昭和四十六年岡山県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「三、〇一〇円」を「三、〇六〇円」に、「四、二八〇円」を「四、三五〇円」に改める。

(岡山県立図書館条例の一部改正)

第五条 岡山県立図書館条例(平成十六年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表多目的ホールの項中「七、九〇〇円」を「八、〇四〇円」に、「一〇、四九〇円」を「一〇、六八〇円」に、「二〇、九八〇円」を「二一、三六〇円」に、「三一、五七〇円」を「三二、一五〇円」に改め、同表サークル活動室の項中「五、三六〇円」を「五、四五〇円」に、「七、一五〇円」を「七、二八〇円」に、「一四、二九〇円」を「一四、五五〇円」に、「二一、三九〇円」を「二一、七八〇円」に改め、同表メディア工房(撮影室)の項中「三、七八〇円」を「三、八五〇円」に、「五、〇五〇円」を「五、一四〇円」に、「一〇、一一〇円」を「一〇、二九〇円」に、「一五、一二〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、同表メディア工房(編集加工室)の項中「六、七八〇円」を「六、九〇〇円」に、「九、〇五〇円」を「九、二二〇円」に、「一八、一〇〇円」を

「一八、四三〇円」に、「二七、一五〇円」を「二七、六五〇円」に改め、同表デジタル情報シアターの項中「五、二〇〇円」を「五、二九〇円」に、「六、九四〇円」を「七、〇六〇円」に、「一三、八八〇円」を「一四、一三〇円」に、「二〇、七七〇円」を「二一、一五〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に学校教育以外の目的のための一時使用の許可を受けている岡山県立学校の施設及び設備の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

（岡山県立博物館条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の岡山県立博物館条例第八条第一項の許可を受けている施設の利用に係る施設使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に施設使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

（岡山県立図書館条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の岡山県立図書館条例第六条第一項の許可を受けている施設の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めがある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事
 伊 原 木
 隆
 太

岡山県条例第三十八号

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

第一条
 岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表ミーティング室一の項及びミーティング室三の項中「五七〇円」を「五八〇円」に、「七六〇円」を「七七〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五七〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三六〇円」に改め、別表の二の表視聴覚室の項及び大研修室の項中「六三〇円」を「六四〇円」に改め、別表の三の表茶道具の項中「六九〇円」を「七〇〇円」に改める。

第二条
 岡山県生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

別表の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一
 施設

基	準	額
---	---	---

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
視聴覚室	五、五〇〇円	七、三四〇円	五、五〇〇円	一四、五五〇円	一四、五五〇円	二一、八八〇円
大研修室	五、一三〇円	六、八四〇円	五、一三〇円	一三、六一〇円	一三、六一〇円	二〇、四二〇円
洋研修室	八二〇円	一、一一〇円	八二〇円	二、二四〇円	二、二四〇円	三、三六〇円
和研修室	五九〇円	七九〇円	五九〇円	一、五九〇円	一、五九〇円	二、四二〇円
ミーティング室一	五九〇円	七八〇円	五九〇円	一、五九〇円	一、五九〇円	二、四〇〇円
ミーティング室二	四四〇円	五九〇円	四四〇円	一、一九〇円	一、一九〇円	一、八二〇円
ミーティング室三	五九〇円	七八〇円	五九〇円	一、五九〇円	一、五九〇円	二、四〇〇円
ミーティング室四	七二〇円	九五〇円	七二〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	二、九三〇円
ミーティング室五	一、〇三〇円	一、三八〇円	一、〇三〇円	二、八四〇円	二、八四〇円	四、二五〇円
美術教室	二、八五〇円	三、八〇〇円	二、八五〇円	七、六四〇円	七、六四〇円	一一、四一〇円
木工教室	九三〇円	一、二六〇円	九三〇円	二、五二〇円	二、五二〇円	三、八〇〇円
陶芸教室	七八〇円	一、〇二〇円	七八〇円	二、〇九〇円	二、〇九〇円	三、一八〇円
書道教室	一、一九〇円	一、五八〇円	一、一九〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	四、八二〇円
パソコン教室一	七、二三〇円	九、六五〇円	七、二三〇円	一九、二七〇円	一九、二七〇円	二八、九〇〇円
パソコン教室二	三、〇三〇円	四、〇六〇円	三、〇三〇円	八、一二〇円	八、一二〇円	一二、一五〇円
ボランティア室	七二〇円	九五〇円	七二〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	二、九三〇円
録画・録音スタジオ	録画を目的とする場合	六、〇七〇円	四、五五〇円	一二、〇三〇円	一二、〇三〇円	一八、二二〇円
		二、四九〇円				
録音スタジオ	録音を目的とする場合	二、四九〇円	三、三五〇円	二、四九〇円	六、七四〇円	一〇、一二〇円
試写室	一、三七〇円	一、八四〇円	一、三七〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円	五、五九〇円
編集室	五六〇円	七五〇円	五六〇円	一、五一〇円	一、五一〇円	二、三〇〇円
サイエンスルーム	投影装置を使用する場合	五〇、四九〇円	六七、三三〇円	五〇、四九〇円	一三四、六七〇円	二〇二、〇二〇円
		八、七六〇円	一一、六九〇円	八、七六〇円	二三、四〇〇円	三五、〇九〇円
科学体験・学習広場	投影装置を使用しない場合	五、七一〇円	七、六一〇円	五、七一〇円	一五、二五〇円	二二、八八〇円
		二、〇八〇円	二、七九〇円	二、〇八〇円	五、五九〇円	八、三八〇円
企画展示室	二、〇八〇円	二、七九〇円	二、〇八〇円	五、五九〇円	五、五九〇円	八、三八〇円
プロデューズセンター	一、七〇〇円	二、二八〇円	一、七〇〇円	四、五七〇円	四、五七〇円	六、八五〇円

別表の二の表視聴覚室の項及び大研修室の項中「六四〇円」を「六五〇円」に改め、同表サイエンスドームの項中「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一二〇円」に改め、別表の三の表茶道具の項中「七〇〇円」を「七一〇円」に改め、同表ピアノの項中「九九〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表陶芸窯の項中「九〇〇円」を「九一〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施

行する。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十九号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例（昭和三十二年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「一、〇一三人」を「一、〇一二人」に、「一、〇七七人」を「一、〇七六人」に、「三、五一三人」を「三、五一一人」に改め、同項第二号中「四四四人」を「四四五人」に改める。
附則第三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十六年四月一日」に、「十人」を「八人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第四十号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三十四号中「二千三百二十円」を「二千三百三十円」に改め、同項第三十七号中「二千二百三十円」を「二千二百五十円」に改め、同項第五十二号イ及びニ中「六百七十円」を「六百八十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

◎ 岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、武器等製造法に基づく猟銃等の製造の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、正規の勤務時間外の勤務について国家公務員に準じた措置を講ずるため、必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について
事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例について
岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、開発行為の許可申請手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県岡南飛行場条例の一部を改正する条例について
岡南飛行場の円滑な管理運営を図るため、格納庫用地使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について
岡山県男女共同参画推進センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県環境保健センター条例等の一部を改正する条例について

消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、大気に関する試験検査等に係る手数料の限度額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、土壤汚染対策法に基づく人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に係る土地の形質の変更の届出の受理等に関する事務を新見市が処理することとする等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例について
土壤汚染対策法の一部改正に鑑み、同法に基づく人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に係る土地の形質の変更に關する土壤汚染状況調査の結果の報告があったときは、当該報告に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染について汚染の発見時の届出等に関する規定を適用しないこととするものである。

- ◎ 岡山県立美術館条例の一部を改正する条例について
岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、附属設備使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例について
岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例について
岡山県笠岡陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県保健所条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、保健所を利用しようとする者が納付しなければならない使用料の額の算定に用いる率を適正な率に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例について

健康増進法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

- ◎ 水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について
学校教育法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

- ◎ 岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例について

国が県に交付した子育て支援対策臨時特例交付金等により実施した事業の一部終了に伴い、岡山県安心こども基金の一部を国庫に返納するため、当該基金の処分に関する規定を改めたものである。

- ◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童厚生施設の職員等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例について

岡山県国民健康保険広域化等支援基金により実施した事業の終了に伴い、当該基金を廃止したものである。

- ◎ 岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について

消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、特定計量器の検定を受けようとする者に係る手数料の額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例について

岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、展示場等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について

岡山県岡山セラミックスセンターの分析機器の設置等に鑑み、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例について

岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、設備の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例について

岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、岡山県立青少年農林文化センター三徳園の施設の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
家畜伝染病予防法に基づく牛のヨ―ネ病の検査に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例について
牛の受精卵の移植に関する業務の円滑な遂行を図るため、当該業務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
土地改良法の一部改正に鑑み、当該事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定める等所要の改正を行ったものである。

- ◎ 岡山県市町村森林経営管理支援基金条例について
市町村による森林の経営管理に対する支援等を行うことにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を促進し、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、岡山県市町村森林経営管理支援基金を設置するものである。

- ◎ 岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、普通海域における土石採取料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行により地域福利増進事業を実施する区域内にある特定所有者不明土地の使用権の取得等に係る裁定の制度が導入されたことに鑑み、当該裁定を申請する者から徴収する手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について

県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、後楽園の公園施設の使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、工業用水道料金の額の算定に用いる率を引き上げる等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
教育職員が行う部活動における指導業務等の見直しに鑑み、当該業務に係る特殊勤務手当の支給額を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、岡山県立学校の施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について
深刻な少年非行の情勢等に引き続き対処するため、警察官を増員する措置の期限を五年間延長する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、道路の使用の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。